

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第 64 号 2020 年 2 月

## HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター等と共催して実施する連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2019」の第 1 弾として、国際法務総合センター国際棟 2 階国際会議場 A と大阪中之島合同庁舎 2 階国際会議室を結んで 2019 年 6 月 29 日に開催した「法整備支援へのいざない」を取り上げました。

この第 1 弾の「法整備支援へのいざない」では、まず、法務省法務総合研究所国際協力部の教官から「法整備支援って何だろう？」と題する導入講義があり、引き続き、長年法制度整備支援に携わってこられた弁護士の先生から「法整備支援の魅力 ～ラオス民法典起草支援の経験から～」と題して講演がありました。第 3 部では、神戸大学大学院生の留学生よりプレゼンテーション、また法整備支援委員会の先生方のトークセッションが行われ、第 4 部では「これから法整備支援に携わる人へのアドバイス」を元長期派遣専門家と JICA 職員に講演いただきました。

(目次)

### 冒頭挨拶

法務省法務総合研究所長 大場 亮太郎	3
大阪弁護士会副会長 飯島 奈絵	4

### 第 1 部 「法整備支援って何だろう？」

法務省法務総合研究所国際協力部教官 氷室 隼人	
法務省法務総合研究所国際協力部教官 村田 邦行	

### 第 2 部 基調講演「法整備支援の魅力 ～ラオス民法典起草支援の経験から～」

元 JICA ラオス長期専門家・弁護士、国連難民高等弁務官駐日事務所 Legal Associate 石岡 修	10
---	----

### 第 3 部 プレゼンテーション/トークセッション

1 プレゼンテーション「ラオス民法典起草ワーキンググループに参加して」	16
神戸大学大学院留学生、ラオス外務省職員 スッチャイ・ワンナシン	

2 トークセッション「民法典成立の先にある課題」	19
--------------------------	----

同志社大学教授・ベトナム裁判実務改善研究会委員 川嶋 四郎  
慶應義塾大学大学院法務研究科教授・ラオス民法典起草アドバイザーグループ 委員 松尾 弘  
摂南大学法学部法律学科准教授・ラオス民法典起草アドバイザーグループ 委員 大川 謙蔵

#### 第4部 これから法整備支援に携わる人へのアドバイス

元 JICA ミャンマー長期専門家・弁護士 中島 朋子	27
JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム職員 齋藤 友理香	30

全体質疑応答	33
--------	----

連携企画について、その他告知	38
----------------	----

閉会挨拶	43
------	----

公益財団法人国際民商事法センター理事長 大野恒太郎

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・第1部「法整備支援って何だろう？」氷室隼人・村田邦行
- ・第2部「法整備支援の魅力」石岡修
- ・第4部「これから法整備支援に関わる方へ」中島朋子  
「国際協力のフィールドではたらく」齋藤友理香
- ・連携企画について
  - ・名古屋大学
  - ・慶應義塾大学
  - ・京都コンGRESS

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2019」法整備支援へのいざない

日時：2019年6月29日（土）

会場：（大阪）大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

（東京）国際法務総合センター国際棟2階国際会議場 A

司会

大阪会場：小谷 ゆかり（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

東京会場：小島 麻友子（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

（小谷） ご来場の皆さま、大変長らくお待たせいたしました。ただ今から「連携企画『アジアのための国際協力 in 法分野 2019』法整備支援へのいざない」を開会いたします。私は本日の司会進行を

務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官で検事の小谷ゆかりと申します。よろしくお願いいたします。

さて、「法整備支援へのいざない」は、名前を変えながら今年で11回目を迎えます。私たち国際協力部はここ大阪の中之島合同庁舎で活動しておりましたが、2017年10月に東京昭島の国際法務総合センターへ移転することとなりました。本日はここ大阪をメイン会場とし、テレビ会議システムで東京会場と結んでいます。東京と大阪の双方向で、各セッションを進めてまいります。

それでは、ここで東京会場につないでみたいと思います。東京会場司会の小島さん、聞こえていますか。

(小島) 東京会場です。こちらで進行役を務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官で検事の小島麻友子と申します。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(小谷) よろしくお祈いします。

それでは、まず大阪から法務省法務総合研究所長の太場亮太郎より開会のご挨拶を申し上げます。

## 冒頭挨拶

### 太場 亮太郎（法務省法務総合研究所長）

皆さん、こんにちは。今回のシンポジウムの主催者であります法務総合研究所を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

法務総合研究所の中で法整備支援を専門に行っているのが国際協力部で、本日のシンポジウムを企画しております。本日はお忙しい中、多くの方にシンポジウム「法整備支援へのいざない」にご参加いただきましてありがとうございます。公益財団法人国際民商事法センター理事長、大野恒太郎様、大阪弁護士会副会長、飯島奈絵様、本日ご講演を頂く石岡修様をはじめ、プレゼンテーションやトークセッションをお願いしている皆さまにも心から御礼を申し上げる次第です。

さて、本シンポジウムの経緯を若干振り返ります。今から10年前の2009年に、主に若い世代の方々を対象に法整備支援に関心を持ってもらうためのシンポジウムを開催したのが始まりです。その後も法務総合研究所は大学等関係機関と協力して、次世代の法整備支援の担い手の育成に務めてまいりました。我が国が法整備支援を始めて既に約25年が経過しています。なお、アジア諸国を中心に、各国から我が国に対して多くの法整備支援の要望が寄せられているところです。また、国内的にも法整備支援はオールジャパンで積極的に行うべき重要な施策の一つとされております。

そういった状況におきまして、今後の法整備支援の担い手を育成することは大変重要な課題となっております。そのため、現在では若い世代の皆さん向けの企画として、今回の「法整備支援へのいざない」の他に、名古屋大学法政国際教育協力研究センターによるサマースクール、慶應義塾大学大学院法務研究科主催の法整備支援シンポジウムがあり、関係機関が協力して実施しています。これらの企画については本シンポジウムの最後に紹介があります。

今回の「法整備支援へのいざない」におきましては、法支援整備支援の実情を知っていただくという観点から、ラオスにおける民法典起草支援を取り上げています。ラオスの民法典は日本が約6年にわたって法案作成を支援し、昨年12月にラオスの国会で承認されたところです。そのことを祝う

式典が今年 2 月にラオスのビエンチャンで開催されて、私も出席いたしました。ラオスの皆さんが日本による支援を高く評価し、多くの感謝の言葉を述べておられたことが大変印象的でした。本日は約 7 年間にわたってラオスでの支援に携わられた石岡弁護士や、民法典起草活動にラオス側のメンバーとして実際に参加したスッチャイ・ワンナシンさんから、それぞれのご経験をお話いただきます。また、研究者の立場でベトナムやラオス等の現地の活動を支えるアドバイザーを務めておられる川嶋四郎先生、松尾弘先生、大川謙蔵先生からも、法律の分野における支援の内容や難しさなどについてもお話しいただけるとと思います。

さらに法整備支援は、その内容も関わり方も様々であることから、一月ほど前までミャンマーで法整備支援のプロジェクトの長期専門家をしておられた中島朋子弁護士、JICA 本部で法整備支援を担当しておられる齋藤友理香さんからも、ご経験を踏まえた皆様への貴重なアドバイスを頂けるものと思います。本日のシンポジウムを通して皆さんに法整備支援や国際協力に関心を持っていただき、自分もやってみたい、やってみようという気持ちになって何かを始めるきっかけにしていなければ大変うれしく思います。

なお、本日のシンポジウムは大阪と東京の 2 会場をテレビ会議で接続して行いますが、この大阪会場をメイン会場としています。それは 2001 年から 2017 年まで国際協力部がここ大阪に拠点を置いて、関西の関係者の皆様のご協力を頂きながら法整備支援活動を行ってきたという沿革があることから、引き続き関西での活動を行ってまいりたいと考えているためです。そのため、東京でご参加いただいている皆さんには少々物足りなく感じられるかもしれませんが、ご理解いただければと思います。先ほど申し上げましたとおり、夏には名古屋でサマースクール、また東京では 12 月に法整備支援シンポジウムを開催する予定ですので、できましたらその機会に再びご参加いただけることを期待しております。

最後に、本シンポジウム開催に当たりまして、各共催団体、後援団体の皆様に多大なるご協力を頂き、感謝申し上げます。ありがとうございました。

(小谷) 大場所長、ありがとうございました。

続きまして、大阪弁護士会副会長、飯島奈絵様よりご挨拶を頂きます。

## 冒頭挨拶

### 飯島 奈絵 (大阪弁護士会副会長)

皆さん、こんにちは。大阪弁護士会副会長の飯島と申します。日本弁護士連合会の理事および近畿弁護士連合会の常務理事も兼務しております。私自身も高校時代をアメリカで過ごし、日本の大学に進学して日本の弁護士資格を取った後に、ニューヨーク州の弁護士資格も取っており、海外案件を多く取り扱っています。

さて、本日のシンポジウムは法整備支援の魅力、法整備支援のキャリアパスをテーマとするものです。明治の初め、日本の民法典を作られたボアソナードは「日本民法の父」と呼ばれていますが、自分が外国の法律整備に関与するのは、なんてワクワクする仕事だろうといつも思います。

私が弁護士登録をしたのは今から 26 年前、1994 年でした。その頃にベトナムの法整備支援のお話があり、ベトナムから大臣が来日され、大阪で歓迎式典が開かれたことを思い出します。当時、大阪

ではベトナム語を話せる方も少なく、大阪外大でベトナム語を専攻されていた学生さんに通訳としていらしていただきました。

日本の法整備支援は、このベトナムの民法制定の支援あたりから日本の法整備支援が始まった、ベトナムは社会主義計画経済から市場経済へ移行し、この市場経済を支える新たな法制度の整備を日本に依頼したと理解しております。

今から 24 年前、1996 年に、私の司法修習同期の弁護士が法整備支援のためベトナムに派遣されました。私は当時、長男を生んだばかりで、仕事と育児の両立で手一杯でしたので、彼がそんなところに行く聞いて、「なんて面白そうなのだろう。羨ましい。」と心から思いました。

その後、ベトナムは短期間で大きく発展いたしました。私がよく存じ上げている大阪の中小企業もベトナムに現地法人を立ち上げ、現地の工場の場所を決めるべく発展途上の工場団地にお邪魔したのが 15 年前でした。数年前にベトナムに再度、参った時には欧米や日本で見るとよりきらびやかなショッピングモールが整備されており、「こんなにすごい発展の礎となる民法の制定に関わる。なんてチャレンジングで、なんてやりがいのある仕事を彼はやったのだろう」と改めて羨ましく思いました。

その他にも法整備支援の担当となってアジアのあちこちを飛び回ったり、モンゴルやカンボジアといった国で法整備支援に関与された女性法曹が身近にも複数おられ、ずっと羨ましく思ってきました。

法整備支援に関わると、誰よりもその法律に詳しい専門家になり、日本からその国に進出しようとする日本企業に対しても、大変強力な味方となります。一昨年、法務総合研究所国際協力部のご依頼で、東南アジアを対象としたコーポレートガバナンスに関する調査研究を私もさせていただきましたけれども、その時も現地で活躍する日本人法曹の皆様にも随分ご協力を頂きました。法整備支援に関与できるという、この素晴らしい機会をゲットできるときにゲットしないと、とてももったいないと心から思います。

さて、最近、大阪府が日本で一番外国人観光客が多いという記事を拝見しました。法改正により外国人労働者の増加が見込まれます。安倍政権の骨太政策の一つが民事司法改革です。インバウンド、アウトバウンドの対応、そして国際仲裁、国際調停の活性化が重要課題とされています。そこで日本弁護士連合会も 6 月 24 日の日弁連の総会決議において「国内外におけるリーガルサポートの推進」を総会決議といたしました。また、つい先週の日弁連の理事会でも海外で活躍できる人材の育成が本当に日本のために重要だという議論をしたところです。

大阪弁護士会は、法務総合研究所に協力して法整備支援に関与してまいりました。本日の催しが皆さんの興味を後押しして、法整備支援の道につながっていくということを、我々大阪弁護士会としても強く期待しております。今日一日、一緒に楽しみましょう。

以上で、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(小谷) 飯島先生、ありがとうございました。

それでは、いよいよ第 1 部に入っていきたいと思えます。本日お越しの皆さんの中には法整備支援について全く知識がない方もいらっしゃるかと思います。そこで、第 1 部では国際協力部の教官から、法整備支援の内容などについてご紹介させていただきます。大阪会場からは氷室隼人教官、東京会場からは村田邦行教官がそれぞれ担当します。それでは、氷室教官、村田教官、よろしく願いいたします。

## 第1部 「法整備支援って何だろう？」

氷室 隼人（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

村田 邦行（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

（氷室） ただ今ご紹介いただきました国際協力部教官で検事出身の氷室と申します。どうぞよろしくお願いたします。

第1部では、ここ大阪会場の氷室と東京会場の村田教官とで法整備支援がどのようなものかということについてお話ししたいと思います。まず前半は私が、そして後半を村田教官が担当します。

スライド2ページは国際協力部の概要です。時間の関係もありますので詳細は触れませんが、興味がある方は後ほどパンフレットをご覧くださいと思います。早速中身に入りたいと思います。

### 1. 「法整備支援」って何？

まず初めに、法整備支援とはどのようなものなのでしょうか。開発途上国に対する支援と聞くと、もしかしたら皆さんの中には道路や水道を造るといったインフラ整備をイメージする方もおられるかもしれません。法律や法制度を整備するといった試みも、もしかしたらぴんと来ないという方もおられるかもしれません。ただ、法律や法制度とは、人々が安心して、豊かに暮らすための土台であり、いわば国づくりの根幹となるものです。開発途上国の中にはまだまだそういった制度が整っていない国も多く存在しています。そういった国々に対して日本が法整備支援という形でさまざまな支援を行っています。

もう少し具体的に見ていきましょう。日本が行っている法整備支援は大きく三つに分けることができます。一つは法律を作るための支援、二つ目が法律がきちんと運用・執行されるための制度を整備する支援、そして三つ目が法律家などの人材育成支援です。

まず一つ目は文字どおり、必要な法律がなかったり、規定が不十分だという場合に法律を制定したり、法律を改正したりする作業をお手伝いするといったことを行っています。例えば先ほどもお話がありましたけれども、ラオスでは昨年12月に日本の支援によって民法典が成立しました。この他にも、例えばベトナム、カンボジアなどでは民法や民事訴訟法を作る支援なども行っています。

続いて、二つ目です。仮に法律があっても、その法律を運用し、執行するための制度が整っていないければ、法律は絵に描いた餅になってしまいます。そこで、裁判所のような法律を実際に運用・執行する機関に対して、法律をきちんと運用するための制度を整える支援といったことを行っています。例えばミャンマーでは、裁判所に対して迅速で効果的な紛争解決手段の一つとして調停制度を導入するための支援を行っています。この他にも、例えばベトナム、カンボジアなどでは判例の公開制度を整える支援なども行っています。

三つ目ですが、今、挙げた以外にも日本は現地の裁判官、検事、弁護士などといった法律家などの人材育成支援を行っています。

例えばカンボジアでは、かつてポル・ポト政権によって知識人が大量に虐殺されるという悲惨な歴史がありました。その後、平和が訪れて、若い人口が増えたものの、法律家がほとんど残されておらず、若い法律家を育てるための教官が存在しないという深刻な問題がありました。

そこで、以前ですが、日本はカンボジアの裁判官、検察官の養成機関に対して、その機関の教官を育成するための支援を行っていました。

## 2.法整備支援の目的は？

次に、この法整備支援は一体どのような目的で行うのかということについてお話ししたいと思います。

主なものを挙げます。一つは、相手国の法の支配・グッドガバナンスの確立です。法律は社会における基本的なルールです。人々の紛争を解決したり、犯罪者を処罰して治安を維持したりするという重要な役割を担っています。もし法律や法制度が整っていないければ、紛争が起こった場合に暴力が用いられたりするかもしれませんし、貧しい人の立場、社会的に弱い立場の方の権利が十分に守られなかったりして、社会がとても不安定になってしまうかもしれません。法の支配の確立はまさに社会の安定につながるのです。グッドガバナンスという言葉は聞き慣れない言葉かもしれませんが、近年グッドガバナンス、すなわち良い統治の実現が大事である、そのためには法の支配や腐敗の防止、汚職の防止などが重要であるといったことが国際的にも議論されています。

二つ目は、相手国の経済発展基盤の確立・投資環境の整備です。現代の社会では国内でも国際間でも活発に経済取引が行われています。もし仮にその国で取引を行う上での前提ルールや紛争解決の制度がなければ、その国で取引を行うことがとても難しくなってしまいます。従って、相手国の経済発展のためにも法制度の整備が重要なのです。また、日本が支援を行っている国の多くは現在急ピッチで外国からの投資を呼び込もうとしています。ただ、それにふさわしい投資環境が整備されていない国も多く、そのための支援も重要な課題になっています。

## 3.どんな人が関わっているの？

次に、法整備支援にはどのような人が関わっているのかということについて話したいと思います。

まず前提として、日本が行っている法整備支援の枠組みについて簡単にご紹介したいと思います。日本が現在行っている法整備支援は ODA により、主に JICA を通じて行われています。JICA とは別に法務省が独自に支援を行っている場合もありますが、多くは JICA を通じて実施されています。

ODA とは政府開発援助のことであり、開発途上国の経済発展などのため、先進国の政府が開発途上国に対して行う援助や出資のことです。JICA はその正式名称を独立行政法人国際協力機構といい、日本の政府が開発途上国に対して援助のためのお金を出したり、技術的な協力をしたりする際の実施機関になります。

ここで JICA のプロジェクトとして法整備支援が行われる場合の仕組みについてお話ししたいと思います。例えば、ある国の政府が日本の支援を受けて民法を作りたいと考えたとします。その場合、まず相手国の政府が日本に対して支援協力の要請をします。要請がないのに日本側だけの判断で支援を行うことはありません。そして、このような要請を受けて、日本国内で要請を受け入れるかどうかを検討し、案件が採択されると、今度は日本国と相手国の政府の間で国際約束が締結されます。プロジェクトの実施や活動内容については、ODA の実施機関である JICA と相手国の実施機関（裁判所や司法省など）の両者の間で取り決められていきます。このような実施機関のことをカウンターパートと呼んでいます。このようにして一つのプロジェクトの実施が決まります。

それでは、ここで東京会場の村田教官にバトンタッチしたいと思います。

(村田) 皆さん、こんにちは。ここからは大阪会場の氷室教官から引き継ぎまして、私、村田の方からお話しさせていただきます。

どういった方が法整備支援活動に関わっているのかということについて、引き続いて話をしてい

たいと思います。

まず、プロジェクトの主体である JICA があります。そして、JICA と連携する形で、法務省や大学に所属する法学研究者の先生方、日弁連などに所属する弁護士の先生方などが法整備支援活動を行っています。

法務省では、法務総合研究所の国際協力部が法整備支援活動の業務を行っています。私のような検事、あるいは裁判官出身の教官や、国際専門官という職員が対応しております。相手国のカウンターパート機関の職員を日本に招いて行う研修は本邦研修と言われていますが、そういった本邦研修の企画・運営を行うのが、我々国際協力部の主な仕事です。

また、現地でセミナーを行う際には我々が講師として行って当面のテーマについて講義をするといったこともしております。また、法学研究者あるいは弁護士の先生方につきましても、本邦研修や現地でのセミナーで講義をしてもらったり、あるいは専門家で構成されるアドバイザリーグループのメンバーとして、法整備支援活動に対して必要なアドバイスをしてもらったりしています。第 4 部では、JICA の齋藤さんから、JICA としての法整備支援活動への関わり方などに関するお話を聞けると思います。また、第 3 部では、トークセッションとして、同志社大学の川嶋先生、慶應義塾大学の松尾先生、摂南大学の川先生からも、こういった法整備支援活動への関わり方に関するお話を聞けると思います。

スライドページ 17 は本邦研修の講義風景の写真です。奥に立っている女性の周りには教官や講師を務める先生です。その周りにコの字型で座っているのが研修参加者です。これは今年 5 月に行われたラオスを対象とした本邦研修での写真です。

スライドページ 18 の写真は、ラオスの本邦研修期間中に週末を利用して行われたサッカー大会の様子です。ラオスの研修参加者のチーム、日本の検察庁のサッカー部のチーム、そして昭島市のチームの三者でサッカー大会を催しました。本邦研修は 10 日から 2 週間前後行われますので、週末を挟むこととなります。そういった週末の機会を捉えてさまざまな行事をして、研修参加者と日本側関係者の交流を深めています。ただ学ぶだけではなくて、こういった遊びの機会も利用して海外の方と交流を深めております。

法整備支援活動は、国内だけで行われているわけではありません。先ほど言った JICA のプロジェクトとして行われる場合、JICA は現地にプロジェクトオフィスを設置します。これは、その法整備支援活動を現地で実際に行っていく人たちが常駐するオフィスです。そういったところに、検察官出身、裁判官出身、あるいは弁護士の先生方が JICA の長期の専門家として派遣されます。現地に常駐してカウンターパート機関と直接緊密に連絡を取り合うことによって、法整備支援活動が進んでいく中では、状況によってニーズが色々変わりますので、そういったニーズをすくい上げて適切に対応することができるというメリットがあります。第 2 部ではラオスに派遣されていた石岡先生から、第 4 部ではミャンマーに派遣されていた中島先生から、それぞれのご経験を聞くことができるかと思います。また、カウンターパート機関からの視点として、ラオス民法典の起草にも関わったラオス外務省のスッチャイ・ワンナシンさんからも貴重なお話を聞けるかと思います。

法務省が行っている法整備支援の主な対象国はスライドページ 20 のとおりです。

細かい人数までは話しませんが、対象国の中の幾つかの国には検察官、裁判官それぞれの出身者、あるいは弁護士の先生が派遣されております。今日ここ東京会場あるいは大阪会場には、学生さんで今後の進路などについて色々考えている方、また、法整備支援活動に興味を持っている方に来てもらっているかと思います。法整備支援活動に携わる方法として、また、海外で活躍するキャリアパ



スの一つとして、こういった法律家になる道もあるのだということを今日分かっていただければと思います。

続いて、三つの国を取り上げて、法整備支援活動の若干の概要ではあるのですが、説明します。

まず、ベトナムです。日本の法整備支援の最初の対象国で、20年以上の支援の歴史があります。民法や民事訴訟法といった多数の重要法令が改正されるなどの成果を上げてきています。現在、ベトナムの法整備支援はいわば総仕上げの段階ともいえ、2020年を目標とする現在のプロジェクトが進められております。

続いて、ラオスです。以前ラオスでは、法律家の人材不足、法教育の未成熟などといった課題がありました。法教育の未成熟とはどういうことかということ、例えば、昔のラオスでは、条文をそのまま暗唱、暗記するといった形での教育が行われていて、法学教育の十分な資料がありませんでした。そういった中で、法整備支援活動として教科書作りや法律家の人材育成に絡む法整備支援活動を続けてきましたし、現在も続けているところです。

最後にミャンマーです。ご存じの方もいるかと思うのですが、2011年3月に約50年続いた軍事政権から民政移管し、新政府が樹立されました。ミャンマーでは民政移管したことにより、法の支配が重要な課題になっています。その法の支配の強化に向けた人材育成支援をしています。また、民政移管したことによって投資環境を改善するための必要性なども生じており、それに向けた経済関連の支援も行っています。

#### 4.法整備支援活動に関わってみませんか？

以上は法整備支援活動のほんの一部です。詳しいことをお知りになりたい方はホームページなどをご覧くださいと思います。世界には、まだ法の支配が定着していないなど法整備支援活動を必要としている国がたくさんあります。「周りに困っている国があるのだったら助けてあげたい」という気持ちが少しでもある方は、ぜひ法整備支援に関わってください。一緒にやりましょう。

言葉や文化などの違いがあるので、困難はたくさんあります。ただ、そういった困難を乗り越えた時、あるいは乗り越える中での活動において得られる喜びや楽しみは得がたいものだと思います。今日これからお話しいただく方からは、そういった魅力を十分お話しいただけるものと思います。このシンポジウムが皆さんにとって文字どおり「法整備支援へのいざない」となることを願っています。

以上、皆さん、法整備支援に関わってみませんかということで、私のお話を終わります。どうもありがとうございました。

(小島) 氷室教官、村田教官、ありがとうございました。それでは、大阪会場に戻します。

(小谷) 続いて、第2部は基調講演です。弁護士であり、国連難民高等弁務官駐日事務所で **Legal Associate** として勤務されている石岡修さんから「法整備支援の魅力～ラオス民法典起草支援の経験から～」と題してお話しいただきます。

ここで、石岡弁護士のご経歴をご紹介します。石岡弁護士は2004年に弁護士登録をされ、以後、勤務弁護士としてご活躍されておりました。東京大学公共政策学教育部修士課程を修了されています。そして、2010年7月から2017年6月まで法整備支援プロジェクトの長期専門家としてラオスに派遣され、法整備支援の現場でご活躍されておりました。帰国後はロンドン大学東洋アフリカ学院

修士課程を修了され、2018年11月から現職でご活躍されています。写真はラオスで長期専門家としてご活躍されていた時のものです。

それでは、石岡先生、よろしくお願いいたします。

## 第2部 基調講演

### 法整備支援の魅力 ～ラオス民法典起草支援の経験から

石岡 修 (元 JICA ラオス長期専門家・弁護士、国連難民高等弁務官駐日事務所 Legal Associate)

今日はこのような貴重な機会を設けていただきまして、非常にありがたく思っております。

まず、本日は非常に幅広い対象の方がいらっしゃると思うので、テーマとしては、特別なことに絞ってというよりは、なるべく広く、いろいろな関心をお持ちの皆さまにとって有意義なものになるように、広めに設定させていただきました。

そのような観点から、今日は大きく分けて三つお話しさせていただきたいと思います。最初に長期専門家の仕事をプロジェクトという観点から少し紹介します。次に、長期専門家の仕事を法律という観点から説明します。最後に、時間が許す限り、キャリアという観点から説明していきたいと思っています。

#### はじめに (自己紹介)

その前に、私の自己紹介をさせていただきます。先ほどご丁寧に紹介していただきましたので、あまり繰り返すこともないのですが、私は元々、このように一方的にお話するのが大変苦手で、どちらかというと本当は双方向の話の方が得意なのです。というのも、私は生まれが青森県で、しゃべらないことが美德とされる国からやってきたわけです。これはよく「寒いからだろう。あそこは寒いからみんな口を閉じてしゃべるのだ」、あるいは「しゃべらないのだ」と言う人がいますけれども、これはうそです。なぜなら、私はラオスに行っても、東京に来て、全然この傾向は変わりません。だから、本当は好きではないのです。

日本の文化は黙っているということに対して非常に寛容です。私は弁護士になってからも、あまりしゃべるのが好きではないので、よく人の話を「ふん、ふん、ふん、ふん」と聞いていたところ、みんな「あの先生は非常によく話を聞いてくれる」と非常に感心してくれるのです。「先生、こうしたらいいのでしょうか。ああしたらいいのでしょうか。もしかしたらこうしたらいいのでしょうか」と聞かれます。その時も「うーん」「そうですね」と黙ったりしていると、「いや、先生、さすがです。お見通しなのですね」などと言って、すごく重要な情報を出してくれたりするのです。そんな感じで、私は全然しゃべらないことに何のデメリットも感じないで、むしろ、これは日本ではいいこととして扱われると喜んでいたので。

ところが、留学してイギリスに行ったり、国際機関で話したり、仕事をしたりすると、しゃべらない人はいないのと同じで、ほとんど存在しないごとく扱われてしまうのです。だから、私も人前で話すのは大変苦手なのですが、そういう傾向を自ら変えなければいけないと反省しまして、今日も鞭打って話します。しかし、できれば、もし皆さんの方から「ちょっと待って。今言ったことは分からないよ」「何か今、話が抜けたのではないか」「そういう言い方であると分からない」ということを一言言ってくれると、私としても説明しやすくなりますので、もしどうしても疑問が湧

かれた方は遠慮なく手を挙げて、私の話をさえぎって質問していただければと思います。

先ほどご紹介いただいたものと違う部分だけ申し上げますと、国内で弁護士として働いている傍ら、2007年から2010年まで日本弁護士連合会が受託していたカンボジアのプロジェクトに関っています。これで何度も現地にも行っております。その経験があって、2010年からラオスで専門家として働いているということを付け加えたいと思います。

## 1.プロジェクトという観点から

次に、プロジェクトという観点から私のやってきたことを少し説明したいと思います。

### 1-1.「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の概要（2010年7月～2017年6月）

私がラオスにいたのは2010年7月から2017年6月です。ラオスのプロジェクトの歴史を申し上げますと、2003年から2008年まで一度プロジェクトが行われています。そのプロジェクトが終わった後、調査期間が約2年ありまして、その調査を踏まえて新たなプロジェクトとして2010年7月に始まったのが、私が赴任した法律人材育成強化プロジェクトフェーズ1というものです。このフェーズ1が2014年7月まで続き、その後、同じく4年間延長になりまして、フェーズ2という形で2018年7月まで行われました。2018年7月に新しいプロジェクトとして法の支配発展促進プロジェクトが始まり、こちらが今も続いています。

この中で2012年に民法典支援というコンポーネントが組み込まれました。民法典について申し上げますと、2012年5月から活動が始まりまして、正式にこれがプロジェクトのコンポーネントに入れられたのは恐らく2012年の7月か8月ごろだったと思います。その後、民法典が成立したのは2018年12月です。

どのようなプロジェクトとして始まったのかを紹介したいと思います。最初、司法省、裁判所、検察院、そして国立大学の法・政治学部の四つの機関をカウンターパートとして、モデルハンドブックを作っていくというコンポーネントで始まりまして。ラオスの問題点として、教科書などが無い、一貫した教育がされていないということがありましたので、そこに焦点を当てて、自分たちで教科書を作ってもらおうということになりました。教科書を作る中で自分たちも成長するし、また、出来上がった教科書を使ってさらに後任がどんどん育っていくという形でラオスの司法界が発展していくことを狙ったプロジェクトです。

非常に高い目標が掲げられています。例えば立法の改善や司法行政の改善が書かれていますが、これはプロジェクトの中で実現するというよりは、プロジェクトのずっと先に将来的に目指すものと考えられていました。だから、プロジェクトの中では、モデルブックの普及のあたりまでをできればいいというような立て付けで始まりまして。

具体的なコンポーネントとしては、民法、民訴法、刑訴法の三つのグループに分かれて作業を行い、それぞれのグループがそれぞれの対象の教科書を作っていくという形で進んでいきました。2012年に民法典の起草がコンポーネントとして入った時に、民法グループの中にそれを取り込む形にしました。立て付けとしては、起草はするのだけれども、日本の支援はあくまで人材育成としてこれをするという形で行いました。

2014年にフェーズ1からフェーズ2に変わって、立て付けも若干変わりました。ただ、大きな仕組みは変わっていません。また、自分たちで教科書を作りながら人材育成をしていくという形にしました。ただし、グループは民法、民事経済法、刑事法、そして、少し毛色は違いますが日本

で言うところの司法研修所のようなところを支援するという四つのグループに分かれて行いました。

以上が、私がいた時のプロジェクトの大きな設計です。

## 1-2. 専門家の関わり方

次に、具体的に専門家がどのように関わっていったのかを紹介したいと思います。いずれも私の過去のスケジュール帳を見ながら作ったものですが、スライドページ6の例1は2010年8月から9月にかけてやっていたことです。例えば8月30日に現地スタッフの面接をしたり、備品を買ったり、翌日はUNICRIと面談をしたり、JICAの現地事務所と面談をしたりしています。サブワーキンググループリーダーとの打ち合わせやMC会議、サブワーキンググループ会合がぼつぼつと入っています。これはプロジェクトが始まったすぐ後のことなので、備品を買うところから始まっているのです。現地のカウンターパートが用意してくれたオフィススペースに足りないものをどんどん自分たちで買ったり、準備したり、現地スタッフを雇ったりする。それから、9月8日、9月24日、9月21日に通訳・翻訳協力者との共同作業という話が出てきています。このように通訳リソースを自分たちで開拓していく、育成していくといったことも試みております。

スライドページ7の例2は2013年の2月から3月にかけてです。これはまた全然毛色が違って、2月16日までは本邦研修で、民法のグループの中に1から4まであり、そのうちの1と2を最初に連れてきています。スケジュールの後半のところで、今度はグループの3と4を連れて日本に来ているわけです。

その二つの本邦研修の間にリトリート（郊外合宿での缶詰の会議）があったり、民訴法の方で現地セミナーを行ったり、週末に移動して民訴法の普及会議を南部で行ったりしています。

同じページの例3をご覧くださいますと、これは2015年の11月から12月なのですけれども、毎週草案検討会議（司法省）というものが入っています。11月24日、25日、26日にリトリートで会議をしていますけれども、郊外に行って缶詰になっているだけで、やっていることは同じです。民法典草案の詰めをずっとしているわけです。

このように三つを見ていただきますとお分かりになるように、プロジェクトの段階によって、やることも忙しさも全然違います。物理的な忙しさでいくと、例1のころは全然忙しくはないのです。むしろやることなく、何とか先方と関係を築こうといろいろ模索しているような段階です。なかなかスケジュールが入っていかなくて、もどかしいと思いつつと苦労していたことを覚えています。

例2になると、このぐらい忙しいと非常にやりがいもあるし、やっていて楽しいのです。どんどんどんどん成果が出てきます。ただ、これはそれまでの3年間があつてこういう忙しい時期が来るといい例です。

例3で挙げたものは質が違う活動です。当初は三つのグループのうち、私が民訴法と民法を担当しておりました。ただ、例3の段階になると、私は他のものも手伝いながら、かなり民法典に注力することができるような体制にさせていただきました。その結果もあつて、ここでは物理的に忙しいというよりは、内容的にかなり深い仕事をしなければいけない段階でした。例えば10月の9～13日の週を見ていただくと、水・木に終日の会議が入っています。丸2日間、草案検討会議をするとなると、そのための準備も相当必要ですし、行った後にそれを日本語に訳したり、問題を摘出したりして、またそれを日本側のアドバイザーの先生方と共有しなければいけません。ですから、なかなか

作業としても大変ではありますが、例2で示したものは質の違う忙しさでした。

なぜこのような三つの例を示したかという、専門家の仕事に定型はないということを申し上げたかったからです。これをしていけばよい、これをすればうまくいくといったことは決して言えなくて、実際のところ、動かないときは動かない。それは我慢して耐えるしかないという時代もかなりありましたので、大きな流れみたいなものを見ながら、耐えるときは耐えて、動き出したらそのチャンスをつかんでできることは何でもやる。また、少し停滞し始めたら、無理にそういうところをプッシュするのではなくて、必要があればいったん沈んでもらうといったことも必要なのだと思うのです。

### 1-3. 挑戦と可能性の拡がり—法整備支援の視点（プロジェクト）—

プロジェクトとして見た場合に、やらなければいけないこと、考えなければいけないことは無限にあります。これはプロジェクトという見方をしていますから、要は法整備支援に限らないわけです。ラオスに私が赴任した時も、JICAのプロジェクトだけでも相当数が動いていました。海外のドナーや国際機関のドナーも含めると、いろいろな分野でいろいろな活動がされています。そのそれぞれに当てはまることだと思います。こうしたらいいということはなかなか言えなくて、例えばカウンターパートとの関係一つを取っても、どのように信頼関係を醸成するのか。これは個々の専門家次第なのです。その分、個々の専門家には可能性があるのです。どういうやり方をしてもいい、ただ、言い訳は効かない。「こうやったから駄目でした」「十分やったからもういいでしょう」とは言えないわけです。無限にある可能性を踏まえながら、自分なりに成果を出すために試行錯誤を繰り返していかなければなりません。

スライドページ8に挙げた6項目は、それぞれ掘り下げるとすごく深い話になって、一個一個で大学の講義の1コマ分を使えるぐらいの話になってしまうので、ここではさらっと「こういってことで苦労しました」「こういってことを考えなければいけないと思います」というような意味で挙げました。例えば上から四つ目の「法整備支援における通訳」の問題なども非常に奥が深いのです。実は通訳の問題によって法律の問題が語られる（通訳/言語上の問題が不可避的にある中、それを通してのみ法律の問題をつかえたり語ったりすることができる）、あるいは、法律の問題なのか通訳の問題なのか分からないような部分、あるいはそれが一体となって切り離せない部分などもあって、答えはないのですけれども、ここに書いてあるようなこと全てに挑戦していかなければいけないということです。それが面白さでもあり、難しさでもあるということです。

各種の問題についてももう少し話したいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ質疑応答の場面やその他の場面で聞いていただければお答えいたします。

## 2. 法律という観点から

続きまして、法律という観点からご説明を申し上げたいと思います。

### 2-1. 「法律」とは何か

法整備支援をしていて、私自身が常に考えさせられるのは「法律」とは何かという問題です。ラオスの法律を知ろうと思ったら何をしたらいいでしょうか。

まず、既存の法令を学ぶ。日本語になっているものもありますし、英語のものもありますし、英語すらなければ現地の言葉のものを翻訳して、どんどん法令を読んで理解していく。これは絶対に必要な作業です。

ところが、やればやるほど、それがラオスの法律を知る上で非常に表面的であるということが分かってきます。例えば、法律のない社会は無秩序かということ、プロジェクトを訪れてくれる学生さんや若手の弁護士さんにかなり頻りに聞かれたのです。というのは、「ラオスというのは法の支配が確立していなくて、法律も十分あるわけではなくて」と説明するわけですが、そうすると、「なるほど、そうなのですね。では社会は無秩序なのですか」と素直に聞いてくださる方が結構いて、鋭いとは思いますが、全然無秩序ではなくて、すごく秩序があるのです。例えば村々の中に秩序があって、それが法律になっていないだけなのです。実はルールがあるのです。これを法社会学では Living Law と呼んだりしますが、そういった Living Law を見つけていけないといけません。Living Law を無視して、それと違う法律を作っても動かないし、無視されるのです。だから、ラオスの法律を知ろうと思ったら、条文も知らなければいけないですけども、同時に条文になっていない Living Law も知ろうとしていかなければなりません。

では、法律を作るのが目標か。これもエピソードがあって、あるアメリカの教授が、とある法律の支援をラオスでしたのです。それが施行されてから 5 年後ぐらいにラオスを訪れて追跡調査をしたところ、全然使われていませんでした。縁があって、私と、その時のプロジェクトチーフで検事の中村さんという方のところにお話しにいらっしやいまして、「全然使われていない。私は苦労してこの法律を作った。これを作るに当たっては高官の人も招き入れて、非常にうまく作ったはずだ。なぜだろう」というお話をされたのです。その時、一生懸命私の方から伝えたことは、ラオスでは結局、法律を作ったからといって解決にはならないということです。ここにはいろいろな背景があって、言葉の面もありますし、法律というものがラオスの社会で果たしている役割ということもあろうかと思えます。法律を作ることすごく大事なのですけれども、それ以上に、その法律を根づかせることが大事なのです。それを痛感させられました。もっと痛感したのは、あまりそこに目を向けずに支援をしているドナーが多いということです。つまり、法整備の支援なのだから法律を作るのが大事なのだと思ってしまうと、ラオスのような社会では間違ってしまうことがあると思えます。

四つ目の「法律は実務家にどのように使われているのか？」は少し省略して簡単に話します。私はこれに気づくまでにすごく時間がかかったのですけれども、ラオスの法律は一言で言うと呪文のようなものなのです。つまり、条文に書かれていることを、文法によって、あるいはボキャブラリーによって解釈して意味を取り出しているのではないのです。多くの実務家は、「その条文はこういう意味ですよ」というように偉い人から講義を受けるのです。それをすごくよく覚えています。条文とは、その記憶を呼び覚ます呪文のようなものなのです。これはみんながみんなそうだと言うつもりはありません。実際にいろいろなレベルで条文を解釈する人、読む人がいます。ただ、地方の裁判官などと話していると、この条文そのものが呪文のように働いているというケースがかなりありました。そういう意味では、起草の支援も大事ですが、起草と同じぐらい大事なのは恐らく教育なのです。誰がどのようにこの条文を教えるかということによって実務が大きく左右される。そういったことも知らない適切な支援はできないと思えます。

## 2-2. 具体例

スライドページ 11 の例 1 は結婚式です。

幾つか長文の具体例を示してお話をしようと思っていたのですが、時間の関係もあるので、できる限りにしたいと思います。

ラオスの旧家族法の条文を挙げました。なぜこれを挙げたかということ、これもやはり日本の学生

さんや若手の法律家の方によく質問されたからです。一度などは高校生の方が来てくださった時に、すごくよく調べて、「結婚式をしてもいいし、しなくてもよいとはどういうことでしょうか」と聞いてくるのです。確かにそうなのです。日本の文脈で行くと、法律というものは法律事項について（規定されるものであり）、要件があつて、効果があるわけです。要件に当てはまったら、条文に書いてある効果が発生する。ところが、「伝統的な結婚式は、実施してもいいし、しなくてもいい」。これはその観点からいくと、何も言っていないのと同じです。では、これは意味がないのか。私も最初は意味がないと思ったのですが、その後、非常に優秀な家族法の先生とお話しをする機会があり、私も非常に勉強になったのですけれども、これは歴史的に見ると非常に重要な条文だということです。

どういうことかという、かつて日本も含めて、ヨーロッパなども全部そうですが、結婚の公示は結婚式で行われていたのです。だから、結婚式をしてみんなに知らせた後は夫婦として社会から認められるというのが当然だったわけです。それが近代法になって、結婚式ではなくて登録によって公示をするようになりました。ラオスでは、この条文によって古い考え方を否定しているのだと教わりました。

確かに、いまだに、深く社会を見ると、皆さん結婚式によって結婚していると思っています。というのは、例えばラオスでは未婚の男女が一緒に住んでいるといけませんと言われて、最悪、警察に捕まるのです。では、いつから一緒に住んでいいのかというと、誰も結婚の登録からとは言わないのです。結婚式をしたらいいのです。ラオスの人々としては、当然のように結婚式によって夫婦が出来上がるという意識が強いのです。だから、過渡期においてはあえてこのように書いて明確化することに意味があるのです。

同じように、この条文の中で「簡素で、簡潔、適切で節約的なものにするように」ということも書いています。これも非常に質問を多くされたのですけれども、やはりここも日本の文脈でいくと法律の条文にはなっていないわけです。ほとんど意味がない条文だと言われてしまいかねません。ところが、ラオスでは法律にこういった訓示のようなものを書くことが重要だと考えられているし、社会でまだこういったものが必要とされている。そういうことを理解しないと、やはり適切なアドバイスはできないということになっていくかと思います。

実際に、この前成立した民法典でも、今申し上げたことがそのまま引き継がれています。これはそれだけの意味があつて引き継がれているわけです。

もう一つ書いた例の対抗要件のところは飛ばします。

### 2-3.法律起草への向き合い方—法整備支援の視点（立法）—

まとめです。同じように、法律としての側面からプロジェクトの専門家の仕事を見たときには、考えなければいけないことが無限にあります。特に私がやってきた中で、大変だったと思うこと、こういうことを考えなければいけないと思ったことを六つ挙げると、「Living Law を把握する」「あるべき立法の方向性を探る」「立法を周辺要素の中に位置づける」「言語の問題」「技術的な側面」「近代法と Living Law の断絶」ということになります。法的な側面につきましては、専門家の川嶋先生、松尾先生、大川先生もいらっしゃいますので、討論の際にでもお聞きいただければと思います。もちろん私に聞いていただいても結構ですけれども、この場面では、このような問題があるというあたりにさせていただきます。

### 3.キャリアという観点から

最後に、キャリアという観点から少しだけお話しさせていただきます。長期専門家の仕事は大変魅力的です。私は7年間もさせていただいて非常に幸運だったと思っています。ただ、結論から言いますと、現地でもまさに最前線で戦うような形の法整備の長期専門家の仕事というものは、キャリアとしてはないのだと思います。だから、そういうキャリアをずっと続けていくということは、もちろん私は不可能だと言うつもりはありませんし、やりたい人はチャレンジしていただければと思うのですが、今の段階ではそういうキャリアはないと私は思います。むしろやればやるほど分かるのは、先ほどからいろいろな方がおっしゃっていますが、法整備支援というのはいろいろなプレーヤーによって成り立っています。現地の専門家を支える現地のスタッフや通訳や仲間がいます。それを支える JICA のラオス現地事務所や JICA、バックアップして下さる法総研の国際協力部があり、もちろん知的な部分については先生方がアドバイザーグループとして支えてくれます。いろいろなプレーヤーによって出来上がっているものです。その総体としての、大きなまとまりとしての法整備支援、これはキャリアとしてできつつあるのかなとは思いますが、どこかの立場に関わり続けるということは不可能ではないかもしれません。ただ、その中の一つのポジション、一つの国にこだわり続けると、それは法整備支援の神髄みたいなものからずれていってしまうのだらうと思います。ここはまだまだ発展途上で、特にキャリアというものを考えたときは、若い皆さんが今後切り開いていかれる必要があると思います。

私からのお話はこのような問題提起で終わらせていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

(小谷) 石岡先生、ありがとうございました。

—休憩—

(小谷) 皆さん、大変お待たせしました。ただ今から第3部に入ります。第3部は2部構成になっています。初めに「ラオス民法典起草ワーキンググループに参加して」と題して、神戸大学大学院留学生であり、ラオス外務省職員でもあるスッチャイ・ワンナシンさんからプレゼンテーションをしていただきます。

スッチャイさんは、2018年から神戸大学大学院国際協力研究科に在学されています。2011年から現在に至るまで、ラオス外務省条約及び法律局で専門員としてご活躍されています。2012年から現在に至るまで、ラオス民法典起草ワーキンググループのメンバーとしてもご活躍されています。それでは、スッチャイさん、よろしくお願いいたします。

### 第3部 プレゼンテーション/トークセッション

#### 1 プレゼンテーション「ラオス民法典起草ワーキンググループに参加して」

スッチャイ・ワンナシン (神戸大学大学院留学生、ラオス外務省職員)

Thank you very much. Konnichiwa, minasan.

Very good afternoon distinguished guests, ladies and gentlemen, warm greetings to all the speakers here.



Today I am very delighted to be here, and I would like to express my deepest appreciation to the Research and Training Institute of the Ministry of Justice for inviting me to this important symposium. It is such a great honor for me to speak in this session by sharing my own experiences of joining the Lao Civil Code Drafting Working Group.

Since the majority of the participants here do not know me, I would like to introduce a little bit more about myself. I have started to work as a government official in the Department of Treaties and Law, the Ministry of Foreign Affairs of Lao People's Democratic Republic (MOFA) since 2011, and I have been involved in Lao civil code drafting since 2012. Currently I am a graduate student of Kobe University, the Graduate School of International Cooperation Studies. I have been studying there since October last year, so I am very new. I am also grateful that, today, I have many friends from Kobe University attending this symposium.

I would say that becoming a member of civil code drafting is a precious opportunity for me that I have ever received since working in the public sector. Moreover, it offers me a great chance to be able to meet and deal work with officials from different sectors including sensei and expert from Japan, as well as other countries like Vietnam and Thailand, doing special exchange occasion like symposium on law forum which held many times in Vientiane. Moreover, members of the civil code drafting making me feel like family because of the close relationship that we build together among the team and we often call each other as brothers and sisters. Over six years, there are good times and undeniably some difficult times, but we all shared.

I am so much fortunate to be in this team and I remember since the very beginning that I attend this group. From my own experiences of the Civil Code Drafting, I would like to honestly share with you some points as follows.

First of all, at the beginning, I was a very new official of MOFA who was appointed by the director general of the Department of Treaties and Law where I worked in. After several attendance, I became the member of the working group, and I would say that it gives me broad vision on law drafting, which I never have had experienced before. Later on, I applied this knowledge and experiences to draft other two laws by the Ministry of Foreign Affairs. First one is the Law on Treaties and International Agreement which enacted in 2011, and the second one is the Law on Overseas Representative Office of Lao PDR Abroad which newly enacted this year.

Second point, I have learned how to criticize. The civil code is concerning the living of people in the society; therefore, it involves social, culture, tradition, customs, economic, and et cetera. By saying "criticize," I mean all the mentioned involvement have to be carefully reviewed and discussed both among the drafting members and throughout the country. Moreover, Lao is a member of international community and it concludes number of international treaties which gives its obligations and those obligations have to be implemented in accordance to these domestic laws. Therefore, international obligations are also concerned in parallel with drafting the code.

One of the most important parts in drafting is to have discussions with locals. There were many seminars and discussions occurring during the drafting procedures. Number of presentations were made before the central and the local government, scholars, students, and private sectors to introduce the civil code.

Furthermore, I participated in several trainings on civil code in Japan, both in Tokyo and

Yokohama. The purpose of this training is to work closer with sensei and Japanese expert, as well as visiting and observing some Japanese practices in particular field. Those brought me visions and also broadened the ideas for the members to crystalize the Civil Code Draft, more developed and acceptable and implementable in the Lao society.

However, I have also found some points which are quite challenging. The first point is all about members' participation. It could be understanding that the group consist of members from different sectors and each member at the same time takes responsibility from his or her respective workplace. The responsibility on drafting the civil code is enormous additional work along with the regular workload. Therefore, from time to time, it is difficult to get the complete working group. By saying this, absent may possibly create missing some important parts which was discussed before, so it would later expose the effect among the members as well as advisors and experts to clarify or explain again and again to make this unity understanding among members, otherwise, we cannot move forward.

The next point is regarding to the members' participation. I would like to share the stability of number of the members. Among the members, there is the arrangement for each group to form up member and then each member have to take responsibility on particular articles. Since the project is noticeably taking long period of time, there are some changes in numbers of members. Having said that, some members were appointed to take a new task or work or doing something else which they cannot be able to contribute to drafting work as before. This change may tremendously effect on transferring of the responsibilities or duties of that member to another member. It may sound to you very simple, but such handover requires a lot of information to the new taker and to be able to understand all the purpose for the amendment of that particular article. Nevertheless, to solve that, the explanatory paper was later introduced, and each member was required to write an explanatory paper on each article which they are responsible for.

As a member of this drafting group, I would rather say that all the experiences that I learned were greatest lessons for me and for my future in this career. I am so much appreciated to the drafting committee to have decided to include me as member of the working group, even though at that time I was such a junior officer who does not have a lot of experience on this. Thank you very much for giving this opportunity in me.

However, once I received the duties and I have to dedicate myself and contribute all the knowledge that I have on them, I have been enthusiastic to learn more in order to improve my knowledge. Furthermore, it has broadened my vision on Japanese assistance that presents generosity of Japanese people. I hope that Japan will continue to support Lao this way in the future.

I am also thankful to all professors and experts in Japan who were involved in the drafting of civil code and, fortunately today, we have some of them here, especially Professor Hiroshi Matsuo, Professor Kenzo Okawa, and the longest standing expert Mr. Osamu Ishioka, thank you. Suggestions and comments from the advisory members and experts were exposing a genuine and good will. This is tremendously significant to the draft of Lao Civil Code. Thank you for understanding and accepting the Lao working environment which sometimes you may find it is hard to understand.

Last but not least, I once again thank the organizing committee for arranging and making this symposium happen, and also arranging for me to share my experiences in Lao Civil Code Drafting as a member. I finally wish you distinguished guests, ladies and gentleman, to have a good health and great

success in your noble task and your personal life.

Thank you. Arigato gozaimashita.

(小谷) スッチャイさん、どうもありがとうございました。

次はトークセッションです。「民法典成立の先にある課題」と題して、同志社大学教授の川嶋四郎先生、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生、摂南大学法学部法律学科准教授の大川謙蔵先生にお話しいただきます。

川嶋先生は2013年からベトナム裁判実務改善研究会委員として、民事訴訟手続等に関する研修で講師を務められるなどしてベトナム法整備支援にご尽力いただいております。

松尾先生は、ラオスプロジェクト開始当初から長年にわたってラオス法整備支援に携わってこられ、2010年からはラオス民法典起草アドバイザーグループ委員としてご活躍中です。

大川先生は、2014年からラオス民法典起草アドバイザーグループ委員としてラオスに対する法整備支援の中でご活躍中です。

それでは、川嶋先生、松尾先生、大川先生、よろしく願いいたします。

## 2 トークセッション「民法典成立の先にある課題」

川嶋 四郎（同志社大学教授・ベトナム裁判実務改善研究会委員）

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授・ラオス民法典起草アドバイザーグループ委員）

大川 謙蔵（摂南大学法学部法律学科准教授・ラオス民法典起草アドバイザーグループ委員）

(大川) 今まで非常に濃密な話が続いてきたと思いますし、お二人からこれからも伺えると思っております。座談会の形でもう少し気さくな感じでもいいのではないかと声は準備段階でも出ておりましたので、ざっくばらんとまではいかないかもしれませんが、進めてみたいと思っております。

それでは、これまでの構成を振り返りますと、ICDの教官の皆さまに法整備支援全体の話を頂きましたし、JICA専門家の石岡さんから経験を踏まえた非常に濃密な話も伺えました。スッチャイさんからは、ラオスのカウンターパートとしての立場のお話も伺えたと思います。それを踏まえて、大学に所属している私も含めてですが、研究者の先生方から、アドバイザーグループ（AG）としてこれまで関与された視点からの話を聞きたいと思っております。

テーマとしては「民法典成立の先にある課題」と頂いているのですが、プログラム自体が「いざない」ということでありますので、まず初めに、お二人の先生に、どのような経緯でこのような支援とつながりができたのか、また、現在大学等で支援というものをどのように学生に伝えているのかを伺えたらと思います。では、松尾先生からお伺いしてもよろしいでしょうか。

(松尾) 皆さん、こんにちは。今日はこのような機会を設けていただきありがとうございます。私は元々、大学院で自然法論を研究していて、フーゴー・グローティウスの『戦争と平和の法』などの勉強をしていました。国家の前に法があるとすればどのようなものか、それは国家の形成プロセスで作られる法や国家が成立した後に作られる法とどうつながっているのか、つまり、国家と法の

関係はどうあるべきかという問題に非常に強い興味を抱いておりました。1999年度（2000年1月）に法整備支援連絡会が始まり、そこに出るようになって「面白い活動をしているんだなあ」と思っていたところ、2002年に当時名古屋大学におられた加賀山茂先生から、「ラオスで民商事法セミナーをやるんだけど行かない？」というお誘いを頂きまして、迷うことなく「行きます」と答えました。そこから法整備支援との具体的な関わりが始まりました。その中では、国家と法という抽象的で平面的な理論だけではなくて、国づくりのプロセスと法整備の関係という、よりダイナミックな観点から国家と法について考えられる機会があると感じました。そんな素朴な問題意識から、本当に興味を持って、毎夏ラオスに行って2週間のセミナーを2回やるということが始まりました。

それをきっかけにして、ラオスの法整備支援が始まりました。同時に、大学の方でもようやくそのころから開発法学というものが次第にカリキュラムの中に取り入れられるようになりました。私が開発法学に関する書籍で最初に読んだのは、1992年に出版された安田信之先生編著の『第三世界開発法学入門』という本だったと思います。その後1999年にイギリスで在外研究をした時は、専ら法体系の理論とともに、Law and Development 関係の文献を読み漁り、開発法学の研究に没頭しました。私の専攻は民法ですが、大学でも学部と法科大学院で民法を教えつつ、開発法学の講座を立ち上げました。学部では「法と開発」という授業で、アジア諸国の経済・政治の発展と法整備の関係について紹介しています。法科大学院では、「開発法学」（理論編）と「法整備支援フォーラム・プログラム」（実践編）の二つに分けて、授業をしています。前者では開発法学の学説史や理論枠組みに焦点を当てる方、後者では法整備支援の実践や方法論を中心にしてはいますが、ICDの教官の方に来ていただく回は非常に人気が高く、臨時の聴講希望もできます。理論と実践の両方に足場を置きながら、国家の発展と法整備の関係というテーマを考えたいと思っています。

（大川） ありがとうございます。川嶋先生にもお伺いできたらと思います。

（川嶋） 本日はこのような機会にお招きいただきましてどうもありがとうございます。本日はラオス中心ということですが、私はベトナムの法整備支援に多少ですけれども関わっておりますので、その観点からいろいろお話ができればと考えております。

私も今から大体20年近く前に、まだ九州の大学で教えている時に、ちょうどベトナムの民法典の起草に着手され、それが順調に軌道に乗っている、ただ、どうも裁判が行われて、その後の判決の執行が非常に厳しい状態にある。判決執行法は日本でいうと民事執行法の中の強制執行法という領域ですけれども、それについての理論的なレクチャーをお願いできないかと言われたのが最初です。その時は、夜にひなびた空港に着いて、真夜中に真っ暗な道でハノイの町に入ったのを覚えております。

その後、2004年に、本日もおいでいただいている井関先生、九大の吉村先生、当時は甲南大学の酒井先生の3名が中心になられて、ベトナムの民事訴訟法の起草のお手伝いをされました。法を作るというところで法整備支援は終わるのではなくて、まさにそれを自家薬籠中のものとする、自分たちの手でうまく使っていくというプロセスが、その次に開けてくるわけです。当時一つのプロジェクトとして、司法研修所を裁判官、検察官、弁護士を統一して行う統一修習の計画もありましたので、その司法研修所の教育の中で民事訴訟法の当事者主義について、私は主として理論面から、そして研修の教官が実務面からお話しするという事でベトナムに行かせていただきました。

その後、2004年の民訴の改正や倒産法の改正、制定、そして簡易手続きや訴訟上の和解、調停な

どの改善について、日本やベトナムでいろいろ話す機会を頂きました。

私は松尾先生とは違いまして、特別に授業の講座をつくって話をしているということではありませんが、私は民事訴訟法が専攻で、民事紛争処理の手続き自体は救済の過程であると考えて、トータルに把握しています。そうすると、いろいろな国々の法制度を比較してお話をするのも、学生の皆さんが理解する上では非常に有益ではないかと考えております。例えば執行一つを取っても、それが司法の領域なのか、行政の領域なのかは結構大きな問題だと思いますし、日本でなぜ執行が司法の領域で語られるのかもお話をしたりしております。従いまして、法整備支援を通じて私自身、現在では非常に多角的な物の見方、いろいろな物の伝え方などが可能になっているのではないかと考えています。

この法整備支援は、私自身は日本国憲法を実践していく問題だと考えていますし、また、2001年6月12日に公表された司法制度改革審議会の意見書の中でも明示的に述べられておりました。従って、そういう21世紀のあるべき司法というものをどのような形で具体化していくかということのお手伝いを、ささやかながらさせていただいています。

一つだけ、私はたまたま大学院時代に、現在早稲田の政治学を教えている人と国立の町を歩いていたら何名かの人に突然に話しかけられたのですが、言葉が通じなかったのです。どうもベトナム人の留学生がベトナム語で私たちに話しかけてきたということでした。私も彼も滋賀県の人間でベトナムとは関係ないのですが、顔がベトナム人に似ていたので親近感を持たれたのかとも思って、ベトナムなら、私の家も兼業農家なので、農業社会だということもあって何とかうまくやっていけるかなということもあったので、ベトナムに心から参加していこうと思った次第です。またいろいろお話をさせていただければと思います。

(大川) 川嶋先生、ありがとうございます。お二人からは既に初めから濃密な話が伺えているとおもっています。私自身は2014年からフェーズ2、先ほど石岡先生より紹介いただいた2014年のプロジェクトから参加していますので、まだまだ経験が浅くて、やっと法整備支援というものが少し見えたのかなという状況です。今日はお二人の先生方の話を伺えるのを楽しみに、個人的に一人で興奮している状態です。

先ほど松尾先生に経緯をお伺いしましたが、より具体的に、現地に行かれたり、本邦研修という形でどのような活動をされたのか、とりわけ民法典ができたという話や紹介はこれまでいろいろしていただきましたけれども、その中でアドバイスをや苦労した点などがありましたら伺いできるでしょうか。

(松尾) 法整備支援の方法については、いろいろ議論がありますが、私も自分が理論として勉強したことを、できるだけ実践したいと思ってきました。二つ例を挙げたいのですが、一つはラオスのケースです。先ほど石岡さんからも詳しくご説明がありましたけれども、法整備支援ではプロセスを大切にすることが一番重要なことだと思います。つまり、法律は条文ができればよいのではなくて、どうやって作ったかということが非常に大事です。というのも、法律をどうやって作ったのが、その後の社会にどのように普及し、実際に守られ、執行できるか、ということにつながっていくように思いました。ですから、最初から相手国の人たちがどれだけ乗り気になって、法律作りに自ら関与しようという意欲を高めることができるのかということ、時間がかかってもやるべきではないかと思っていました。

そういう意味では、ラオスは結果的に環境が恵まれていたように思います。というのも、2002年から民商事法セミナーで繰り返し民法の授業をする機会がありました。そのうちに、そろそろ法律用語辞書や概説書や問題集を作ってみようかという動きが出てきました。ラオスのプロジェクト・メンバーが書いたドラフトを、我々日本側の協力者がコメントを付け、改訂をする作業を延々繰り返して、法律辞書を作り、概説書を作り、問題集を作り、教科書を作るという活動を10年近く続けました。その後になって、ごく自然に、民法典を作る方向に行くべきではないかという雰囲気が出てきました。ちょうどその時、2011年にラオス人民革命党大会で、民法典、刑法典を制定し、2020年までに法の支配を確立するという目標が決議されました。この決議と相呼応して、民法典を作ろうという動きがラオス法整備支援プロジェクトの民法グループの中から出てきたのです。ちょうど石岡さんがその時にいらして、「どうも作りたようです。では、民法典の起草の方に主軸をシフトしましょうか」ということで、ごく自然に法整備支援の中心がシフトしていったという経緯があります。

先ほど報告してくれたスッチャイさんは、家族法・相続法を中心に起草するグループ4の所属でしたが、他に総則チーム、物権チーム、債権チームがあり、四つに分けてスタートしたわけです。その前に、最初は全体会議で、民法典の構成をどうするのかという議論から始めました。その後、グループ分けをして、各グループが現行法をベースに、現在のルールを維持すべきものと、変えるべきものは何なのかということを考えながら起草を進め、それを一か条一か条、本邦研修や現地セミナー、テレビ会議、それから石岡さんたちが同伴したりトリートなどの機会を通じて、議論を繰り返して作り上げていくという作業が、2012年6月からスタートしました。

2015年末に、一応の草案ができて、その後、それを使って地方で民法の内容を説明し、意見聴取をすることが行われるようになりました。これは法律制定法に基づき、ラオスの民法づくりで特徴的だったと思うのですが、ラオスの北部、中部、南部に拠点を設けて、「今、出来上がりつつある草案はこうなのです。どういう意見がありますか」ということを繰り返しやるのです。そうすると、ものすごくたくさん意見が出てきて、またそれを取りまとめることは非常に大変だったと思いますが、そうやって修正されたものに再びコメントを付けるという作業が繰り返されました。その作業には2年以上を費やしています。昨2018年12月に民法典が国会で採択されましたけれども、これは本当に一つの通過点です。というのも、いろいろな人の意見が反映している一方で、私たちが出したコメントと違う形で決着が付いた部分も少なくありません。また、起草グループも私たちも同意していた案が、国会議員の強い要請で変わってしまったり、修正前の元の案に戻ってしまったというものもあります。そのような形で、多くの人々のいろいろな思いを積み重ねながら、まとまったものが今回採択された民法典です。その施行に向けた準備とともに、さらにこれを普及していく段階に入りました。これは、概説書、辞書、教科書、問題集を作った第1段階を準備段階、第2段階は民法典起草段階とすると、今ようやく第3段階にようやく入ったという気がします。今後、さまざまな法曹養成機関や大学でそれを使って議論を重ね、実務での適用状況を観察しながら、次の改正につなげていくことになるものと思います。

もう一つの例として、ネパールに対する法整備支援も特徴を持っています。ネパールでは2006年に内戦が終結し、2007年に暫定憲法が発布され、2008年に制憲議会が立ち上がって、法秩序を再構築するという、まさにそのタイミングで、2009年から日本の法整備支援が始まりました。これは国づくりに対する支援の一環としての法整備支援という特徴をもつもので、それは三つの大きな柱の一つです。つまり、一つは民主化支援ということで、政治学者である白鳥令先生を中心にしたプロジ

ェクト、もう一つは経済成長支援ということで、世界銀行の局長もされた経済学者の浅沼信爾先生を中心としたプロジェクト、それからもう一つの柱としての法整備支援という形で始まりました。これは、ネパールで1854年に作られ、改正を重ねてきた「ムルキ・アイン」（国法）という民・刑事法を含んだ法典を、民法、民事訴訟法、刑法、量刑法、刑事訴訟法の各法典に再編成して近代化するというプロジェクトで、その一つが民法典であったわけです。その草案作成への支援が2009年から始まり、ネパール側のタスクフォースが作成した草案に対して、1か条ごとにコメントを付けて、それを会議でリバイスし、さらにコメントを付して議論するという作業を繰り返して、第三次草案とそのコメントまで作るという活動を行いました。それが2011年にひとまず完成して制憲議会に提出したのですが、その制憲議会が2012年5月に期限切れで消滅してしまうという事態に直面しました。結局、2013年11月に制憲議会の再選挙が行われ、再出発した制憲議会に草案を改訂して出し直すという形になりました。

そういう経緯があったのですけれども、議会が消滅した間も各条文のコメンタリーを作るなどの活動を続けながら、ようやく2015年に憲法が制定され、2017年に民法、民訴法、刑法、量刑法、刑訴法という五つの法典ができ、2018年に施行されました。ネパールでは内戦終結後2008年に開かれた制憲議会でも王制が廃止され、共和制が成立しましたが、カースト制度の伝統が根強く残り、真に平等な社会の実現に向けた法改革が始まったばかりです。文字どおり、かつての王制を支えてきた「ムルキ・アインは歴史になった」わけです。これから新法の普及とさらなる改正に向けた準備の段階に入る形になると思います。

二つの違う例ですけれども、それぞれの国の発展プロセスに応じて、多くの人たちがさまざまな形で関与することにより、民法典が成立しました。われわれもその一員として参加しながら、できる限り一つひとつの経験を活かしながら関与していったというのが実情です。

（大川） 松尾先生、ありがとうございます。松尾先生はラオスだけに限らず、ネパールやベトナムも含めて幅広く支援されている先生ですので、多角的な方面から説明を頂いて、私も興味深く伺うことができました。また、今回のテーマである成立の先にある課題という意味で、まずは普及も含めて理解を広めていくところまで話していただいて非常に興味深かったです。

私自身もラオスですが、そういう形で参加させていただいて、もちろん松尾先生のように幅広く何かできているかということ、まだまだ若輩者ですので不十分な点がありますけれども、例えば出されてきた案について質問したり、意味がよく分からないけれどもということから入ったり、「日本ではこうである」というアドバイスなどをしています。そういう意味では非常にいい経験をさせてもらっています。

もう一つは少し抽象的な話ですが、例えば今ラオスでは、現行法では存在しない法律行為概念を導入しようというところがあります。そうすると明治時代の日本とそっくりで、「法律行為」という言葉がない、どのようにしようかということから始まります。そういう言葉の概念など、どこまで話していいかは難しいところがありますが、「民法出デテ忠孝亡ブ」みたいな話が肌を持って体感できるわけです。結婚式の条文が石岡さんのところでも出てきましたが、国会のところでもやはり家族問題は非常に大きな議論を巻き起こしたということを生で見られて、120年以上前の日本を今ここで体感している自分がある。そういった面でも勉強させていただいています。そういう点に皆さんも興味を持っていただいたらいいのかなというところがあります。

それを踏まえて、私も民法専攻ということで松尾先生ともご一緒させていただいて、実体法

という点もありますが、川嶋先生は手続き法的な点でいろいろ関与されていると思います。その面で、困難だった点や具体的な活動の中身なども伺えると面白いと思います。

(川嶋) 私も最初 20 年近く前に初めてベトナムに行った時に、最初に感動したことがあります。それは、司法省や最高裁判所、最高人民法院の人がみんな若いということです。特に私たちのカウンターパート、一緒にいろいろやっていく人たちが若かったということです。ご存じのようにベトナムの場合にはベトナム戦争があって多くの方が亡くなりました。それから、社会主義経済から急激に市場主義経済に移行する中で、それ以前にロシアや東ドイツに留学された方はそれに関わることが非常に困難であるという状況もあって、若い人がアメリカやヨーロッパ、日本に留学して帰ってこられて即戦力として法制定に関与されている。私も 40 代初めで、ほぼ同世代の人と話をしているということで、非常に親近感を持ちました。単に顔が似ている、骨格が似ているだけではなくて、人間的にも親近感を持つ人が多かったわけです。

その時に考えられることは、先ほど石岡さんがいみじくもおっしゃいましたが、恐らくベトナムも基本的には同じで、武藤さんという弁護士の方がパイオニア的なご苦勞をされたと聞いておりますし、恐らく今、東京におられるのではないかと思われる森永さんという、ベトナムにほとんど溶け込まれたような検察官の素晴らしい方もいらして、そういう方々に巡り会えたこと自体、私自身、すごい所に来ているという実感を持ちました。まさに明治維新以後の日本で近代国家をつくらうとした人たちの息吹みたいなのを再確認したということです。

ベトナムの場合には、実は私自身が法制定等に深く関わったということではありませんが、その代わりにいろいろなパターンを経験させていただいたとも思っています。最初、強制執行関係の法律をつくる前段階のお話としては、こちらの基本的な理論をお伝えする。もちろん比較法的な見地も踏まえていろいろな執行のパターン、考え方があるということをお伝えするという作業に徹したわけです。信頼関係を作るのは非常にベーシックで重要な問題だと思いますので、それをまず第一に考えて行ったということです。ただ、世代的にも非常に近かったので、ほとんど友人の間のゼミナールをやっているみたいな感じで、打ち解けていろいろお話をすることができたと思います。そのときには東京地裁から内堀さんという裁判官にご一緒していただきました。

2004 年の民訴ができた後、その民訴をどう作っていくのか、あるいは使っていくのかということで、特に職権主義的な考え方から当事者主導の手続きにしていくということがどうしても一つの大きな課題としてベトナムでは出てきたわけです。どういうことかということ、裁判所に訴えを提起したら、証拠の収集なども全部裁判所がやってくれるということで、当事者が裁判所依存型の手続きにどうしてもなってしまう。そうすると裁判所も非常に負担が多くなりますし、事件数が多くなってくると訴訟遅延も多くなってきます。何とかそれを当事者主義に移行できないかということで、日本の処分権主義や弁論主義、実際の尋問のやり方や基本的なルールについていろいろお話をさせていただいたわけです。

その他、民事訴訟法の制定といっても恐らく国によってさまざまなスタイルがあって、例えばお隣のカンボジアでは人材がいなかったということもありますので、ほとんど日本人のアドバイザーグループが、何カ所かは違うところがありますけれども、ほぼ日本の民訴と同じカンボジア民事訴訟法を作ったという経緯があります。それに対してベトナムの場合には、起草はベトナム側が全面的に行い、作ったもののコメントをもらいたいという形で、その法改正に関しては進められたわけです。



その時に私が考えたことは、日本にいれば当たり前のことであってもベトナムでは必ずしもそうではないということです。つまり、民事訴訟法は民事訴訟法だけで動いているのではないということで、民法もそうだと思いますけれども、例えば戸籍法や供託法、登記法などいろいろな法に支えられて機能しています。民事訴訟法もよく似たところがあって、民事執行法のレベルでは登記制度がどうかなど、他の諸制度との関係で結構厳しい問題がいろいろ出てきたわけです。そういう意味で、日本では気が付かなかったことについても、私たちは気づかされる。ただ、私の基本的なスタンスはあくまでも支援ということですので、参考意見を述べさせていただいて、選択をどのようにするかは相手方に完全にお任せする。ただ、選択肢をできるだけ多く整合的に提供するという基本スタンスで臨んだわけです。

(大川) 川嶋先生、ありがとうございます。手続き的な面からご苦労があった点などをお伺いできて楽しかったです。

ところで、海外で活動していて困った点や苦労した点などはあったでしょうか。なぜこれを聞きたいかという、単純にもう少し親近感をということもありますが、文化的に食べ物は毎日接するものなので苦労する面もあるのではということです。もう一つ、アジアの国に法整備で関わったことによって日本法の見方が変わったということがあったかということも、時間があればお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

(松尾) 私は元々体育会系なので、死にそうになるぐらい腹が減った経験が何回もあるので、食べ物で困ったということはないのです。とにかく食べられることはありがたいという感じで、食べ物では食べられないものは全くないので、困ったことはありませんでした。

ただ、一番困ったことを申し上げると、民法典起草支援が始まってかなり経って、草案がほぼ固まった段階で、ラオス政府の政治教育に関わっている高官から、「日本に法整備支援をしてもらっているが、ラオス側で起草した草案に対してコメントを付ける形でやってもらっている。一方、日本は民法典を作ってから 150 年経っている。その 150 年間の品質保証の付いた日本民法をどうしてコピーしないのですか」と聞かれたことがあるのです。つまり、どういう形で民法典を作るのか、あるいはそれに関わるのかということについては、いろいろな考え方があって、それは日本だけではなくて、ラオスの中でもいろいろな意見の対立がある。そういう中で合意形成をしながら、一番いいやり方は何かを探っていくのは本当に難しいと思いました。私はやはりプロセスが大事だと考えていたので、ラオスの方たちは 10 年もかけて教科書を書いたり、問題集を作ったりして準備を重ねて、それで起草を始めて、それに対してコメントをしてという作業が始まりましたという経緯を率直に伝えました。仮に民法典ができた後も、さらに社会に普及し、実際に適用していく中で、実務から上がってくるさまざまなリクエストがあるでしょう。その中には、恐らく民法に規定がない部分もあるし、変えなくてはいけない部分もあるし、そうやって少しずつ社会に適合していくものではないでしょうかと、その場ではお答えをしました。そして、実際その方針で実践しているつもりです。ただ、本当に正しい答えは何だったのかをいまだに自問している状況です。本当に難しいと思ったのは、それが一番大きな経験です。ですから、正しい答えは分からないのですけれども、さまざまな意見をできる限り取り入れ、真に必要なならばやり方を修正する覚悟をもって続けていくしかないと思っています。ある法律が自分の国の法律になる、カスタマイズされるのは、どのようなプロセスを経て、どれだけ時間がかかるのか、簡単には見通せませんが、是々非々で地道に活動を続ける道を進んでい

る、今はそういう中にいると思います。文字どおり暗中模索ですので、民法典が成立したというのは一つの通過点に過ぎません。もっと多くの人たちが参加して、特に、これから法学教育を受ける方がそれを学んで社会に出て、さまざまな立場で実際に適用して、必要な修正をして育てていくということが、法律づくりのあり方ではないかと感じています。

その意味で本当にまだ途上ですけれども、幸いラオス・プロジェクトでは、民法典の起草・普及と併せて、民事と刑事の裁判実務の改善プロジェクトも進んでいます。実務教材を作って、それに法律を適用して判決を書くことができるようにという法曹教育のプロジェクトも同時にスタートしていて、その中で法解釈論と事実認定論を深めていこうという動きが出てきています。そういう動きと併せて、民法の解釈論から事実認定論に至る長い法学教育の中で、民法典の逐条解説を準備しつつ、普及を考えていく段階に入ったという意味では、まだまだプロセスの途上ですが、一つ一つ進んでいる状況にあると思います。

その法整備支援の経験が日本側にとってどう活かされたかということなのですが、先ほどの石岡さんの話にもありましたが、法の見方が相対化されたということは本当にそうだと思います。たくさん例の中で日本法を見ますので、やはり日本法はごく一つの形態だということが、自然と実感されるようになるわけです。例えばラオスでは、一種の行為規範が非常に重視されます。日本では、基本的には「法は裁判規範だから要件・効果がちゃんと書いていないと、あまり意味がないですね」という言い方をよくされるのですが、たしかにそれは一つの視点です。しかし、ラオスにはラオスなりの行為規範としての法の見方があって、それは十分に社会的に意味を持っているし、法発展の一つのプロセスの中では重要だということを見て取れるようになる、法をダイナミックなものとして感じ取る見方が広がるということです。

もう一つは、日本が明治期に法整備をするときには想定しなかった事態や、その時にはもしかすると取りこぼしてしまったかもしれないものを発見するということもあると思うのです。再びラオスの例ですが、ラオスでは地域コミュニティというものが、フランスによる植民地化や日本軍の介入、王制の廃止と人民民主共和国への変化にもかかわらず、都市と農村を問わずに存在しています。その地域コミュニティが社会に不可欠な存在として機能していて、土地の取引の真正や適正を担保するなどの役割を果たしています。ネパールでも地域コミュニティは重視されていて、ムルキ・アインを引き継ぐ形で、民法典でもコミュニティとコミュニティが所有する財産、コミュニティ・プロパティが、共同所有の一形態として明確に規定されています。一方、日本の場合、地域コミュニティは判例で権利能力のない社団として保護されているのがせいぜいで、地方自治法の認可地縁団体としての手続をあえてとらない限り、不動産の登記能力すらないという扱いになっています。そのことは所有者不明地の問題にも通じています。今年、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が5月にできましたけれども、そこであえて法律を作って対応を迫られている問題は、もしかすると実は明治期の法整備にも取りこぼしがあった点と関わっているかもしれない。ここはさらに慎重に研究してからでないかと軽率にいけないことですから、例として適切かどうか分かりませんが、そういうことにも気が付かされるということは、きっとあると思います。

(川嶋) ベトナムの法律をご覧くださいますと、大体、表題のところに独立・自由・幸福という3文字が書かれています。これは非常に印象的です。そういうものを多少ともサポートしていければというのが私の個人的な考え方で、そういうことは日本の法律を考えていく上でも非常に重要だと思っております。

皆さんのお手元にある ICD の英文パンフレットの見開きの 1 ページに、三ヶ月先生の言葉が書かれています。まさに日本はこのような 150 年の経験を経て現代に至っている。結果もそうですが、このようなプロセス自体を伝えていくことが、私たちの重要な責任ではないかと考えております。

それから、『世界を変える日本式法づくり』という本が出ています。これは非常に素晴らしい本で、現在 JICA が行っている各国の法整備支援が一覧できるだけでなく、そのエッセンスがここに詰め込まれています。ベトナムに関してはそこを読んでいただくしかないかと思っています。

今回、法整備支援に参加させていただいて考えたことは、実は電機メーカーや日本企業が東南アジアに対して考えていくべきことと変わらないのではということでした。例えば日本の冷蔵庫はすぐ電子化された一つのシステムになっていますけれども、それをベトナムに輸出しても果たして売れるかどうか。つまりニーズの問題です。例えばああいう国だったら、冷凍室を上に乗けるとか、大きくするとか、機能は最低限でいいのだけれども、壊れにくいものを作って売る。それをまさに自分で使っていただくということです。それから、法整備支援といっても日本だけでなく他国もやっていて、ドナー間の競争が当然あります。その中で、日本のいいものをどういう形で伝えていくかが今後の課題ではないかと思えます。

最後に、私自身は西洋的な正義の女神、つまり剣と天秤を持ち、天秤で量ってどちらが正しいか間違っているかを決め、そして強制執行を剣で実現していくという正義の女神像は改めるべきではないかとかねがね思っています。何がいいのかというと、千手観音でいいのではないのでしょうか。千手観音はいろいろな道具立てを持っています。現在日本の民事裁判、民事司法、裁判所もいろいろな道具立てを持っています。そういうものを組織トータルなものとしていろいろお話をしていく。その中でいろいろ選んでいっていただくのが一つの望ましい姿だとも考えております。

(大川) 松尾先生、川嶋先生、どうもありがとうございました。まだお伺いしたいところがあるのですが、一旦閉じさせていただいて、また終わった後に興味がありましたらお伺いいただいてもいいかと思えます。ありがとうございました。

(小谷) 川嶋先生、松尾先生、大川先生、どうもありがとうございました。

(小谷) ただ今から第 4 部に入ります。第 4 部では、これから「法整備支援に携わる人へのアドバイス」をテーマに、お二人からお話を頂きます。

大阪よりご参加いただきますのは、中島朋子弁護士です。中島弁護士は 2012 年に弁護士登録を行い、弁護士としてご活躍されています。2017 年 5 月から本年 5 月まで、現地専門家としてミャンマーに派遣され、法整備支援の現場でご活躍されました。先月帰国されたばかりですが、本日このシンポジウムに来てくださいました。それは中島先生、よろしく申し上げます。

#### 第 4 部 これから法整備支援に携わる人へのアドバイス

「これから法整備支援に関わる方へ」

中島 朋子 (元 JICA 長期専門家 (ミャンマー) ・弁護士)

本日はこのような貴重な機会を与えていただきましてありがとうございます。私からは、「これから法整備支援に関わる方へ」ということでお話をさせていただきます。その目的は、今回お話を聞かれた方、特に若い方に「これなら自分にも法整備支援活動ができるかもしれない」と思っただくということです。そんなに難しい話をするつもりもありませんので、どうぞお気軽に聞いていただければよろしいかと思います。

## 1.自己紹介

まず簡単に自己紹介をさせていただきますと、2012年12月に弁護士登録をしています。期としては65期になります。登録以降、愛知県の東三河支部という、管内人口が70万人ぐらいで弁護士が80人ぐらいの比較的規模の小さな地域で弁護士として働いておりました。このため仕事の内容としては、特に何か涉外事件のようなものを行ったという経験はほとんど皆無で、ブラジル人が多い地域でしたのでブラジル人関係の刑事弁護や外国人関係の離婚などがせいぜいでした。

ところが、先月末に帰国しましたが、弁護士登録5年目の2017年5月から2019年5月までJICAの法・司法制度整備支援プロジェクトのアドバイザーとしてミャンマーの首都であるネピドーに駐在していたので、この時の経験を踏まえてお話をしたいと思います。

スライドページ1の左側にミャンマーの地図が載っていますが、皆さんはミャンマーの首都のネピドーがどこの場所かは分かりますか。首都はヤンゴンだと思われている方もかなり多いのですが、実は2006年に遷都されたネピドーが新首都で、真ん中より少し下の所にあります。ミャンマーの法整備支援プロジェクトは2013年11月から始まっていて、弁護士の専門家としてミャンマーに駐在するのは私が2代目になります。

## 2.法整備支援へのいざない—私の場合

この法整備支援活動になぜ町弁をしていた私が参加することになったかについて紹介させていただきます。

そもそも国際協力に興味を持ったのは、2005年が初めだったと思います。これが大学2年生の時に、インターンシップのプログラムが大学の中であって、そこでたまたまJICAの関係機関の一つであるJICEの中部支所でインターンシップをさせていただきました。この時に海外からいらっしゃった留学生の方や研修員の方にお会いして国際協力に興味を持ったという経緯がありました。ただ、その時に、JICAは非常に志望者も多くて、優秀な人ばかり志願するので大変な狭き門だと言われ、その時点で私はJICAに就職を目指すことは諦めて弁護士の道に行ったということになりますので、次にお話をさせていただくJICAの齋藤さんは大変優秀な方だろうと思っています。

そうこうしているうちに弁護士になりまして、私が登録している愛知県弁護士会は法整備支援や海外との交流に非常に力を入れている弁護士会ということもあり、その国際委員会に入って毎年1回ぐらい各国の法整備を視察に行っていました。その中で、2016年3月にラオスに視察旅行に行くと、ビエンチャンにある法整備支援プロジェクトのオフィスも訪問させていただきました。その時にJICAの法整備支援プロジェクトの活動内容もいろいろお聞きして、法整備というものを通じた国際協力に興味を持ったという次第です。

これ以降、法整備に関する募集が出たら、その時には自分は応募しようと決めて、そういう決意をしてから初めて募集が出たのがミャンマーでしたので応募して、ミャンマーに赴任することになったという経緯です。

### 3.法整備支援活動 ミャンマー

ミャンマーの法整備支援活動について簡単に紹介させていただきます。ミャンマーの法整備支援に関してはカウンターパートが最高裁判所と法務長官府（UAGO：日本でいう法務省）という二つがあります。私どもの法整備支援プロジェクトのオフィスは法務長官府の中に置かせていただいております。

ミャンマーのプロジェクトの活動内容は一言では答えづらいところがあります。なぜかという、各カウンターパートに対してそれぞれ別の活動を何個か同時並行でやっていたからです。例えば最高裁との活動では、村田教官の冒頭のご説明でも出てきた民事調停制度導入支援や知財裁判制度の支援、ビジネス法関連の支援、裁判官の方に対しての各種のトレーニングをやっていました。法務長官府との間の活動でいうと、法務長官府の職員の中には検察官も含まれていますが、検察官に対する各種法律に関するトレーニング、それから、法務長官府の仕事の特徴として、政府が立法した法律案の審査をするという機能があって、その法律の審査をきちんとできるようにということで、そういう法制執務に関係する支援、あるいは、これも法務長官府の独特の仕事内容なのですが、ミャンマー政府が片方の当事者になるような契約については法務長官府が審査するという制度になっています。その法務長官府が契約をきちんと審査できるように、どういう制度をつくったらいいかというガイドラインを作成するなどしておりました。

また、最高裁と法務長官府の両方でドッキングして行う活動もあり、年3回の本邦研修に関しては法務省の皆さまにもお世話になりました。あるいは知財制度に関する共同セミナー、事実認定に関する共同セミナーなども行っていました。

ミャンマーの法整備支援の特徴としては、かなりスピード重視のところがあります。皆さまご存じのとおり、ミャンマーは今かなり経済発展の成長スピードが速くて、それに合った法整備が必要になります。何年かかけて一つの基本法を作るという形での支援がなかなかやりにくいところがあり、それよりは1~2年で結果が出るような、例えば教科書を作る、何らかのガイドラインを作る、制度でいえば調停制度をつくるといった短期間でできるものに注力していたという経緯があります。

写真もお見せしたいと思います。例えば右の上下は、いろいろな地方に行って、地方の裁判官の皆さんや検察官の皆さんに対してトレーニングをしている写真です。右上は最高裁判所の一つの部屋で協議をしているところです。また、ビジネス法セミナーの様子ということが右下に書かれていますが、時にはホテルの一室を借りて多くの人を集めて1~2日かけてこういうセミナーもやっておりました。

日本からもたくさんいろいろな方が来てくれますので、海外に駐在して寂しいということは特にありません。日本側にミャンマーのファンを増やすということも重要ですので、日本からいろいろな方がおみえになった時には、各方面、カウンターパートとの面談の設定などもさせていただきました。

成果物としては、教科書（商標法、ビジネス法）、あとは調停制度を導入するに当たっては、机や椅子など調停を実際に行うに際して必要な機材の支援なども行っていきます。

また、私も実際にメディアに出て活動をアピールしたり、各地の法律家の皆さんとお寺に行ったり、観光したり、駐在邦人や他の方との交流などもしておりました。

#### 4.法整備支援に興味を持っている方へ

「法整備支援に興味を持っている方へ」ということを簡単にご紹介して、終わりにしたいと思いません。当然、法整備支援は敷かれたレールがないところにレールを作る仕事になります。これは町弁をしていた時の自分の仕事とは大変な違いで、そもそもその国では何が問題になっているかを発見して、それを実現するためにはお金が要る。そのお金をどうやって JICA から出してもらおうかということで JICA を説得して、実際にどうやって進めていこうかということカウンターパートや日本の皆さんと相談して決めてつくっていく。そしてある程度のところで成果が出たら、その成果についての評価をする、あるいは教科書ならその教科書をどのように広げていけばミャンマーの人にとっていい形で知識が伝わっていくかということを考える。全て自分で一から作っていくような話になりますので、それは大変楽しいことでした。

また、これも今日の話でいろいろと出てきましたが、相手国への法制度や文化などの理解や尊重は本当に必須なことです。そういうこともあって、私もミャンマーにいた時はミャンマーの民族衣装を着て、ミャンマー人の名前をもらって、ミャンマー人の名前で活動するというのもしておりました。

最後に、日本人専門家として派遣される以上は、日本の法制度を理解していることが前提になります。当然、他の国の方と話していて「日本ではこの点はどうなっているのですか」と聞かれることはたくさんありますので、そういうときに答えられる、あるいは、これは自分では絶対分からないということを聞かれたら、日本の人の誰かに聞いて答えを用意できるようなネットワークづくりも重要になってくると思います。

短い時間で駆け足でお話ししてしまいましたので、分かりにくいところもあったかと思えます。もし分からないところがあれば、最初のページにメールアドレスを載せておりますので、お気軽にご連絡を頂けたらと思います。ご清聴ありがとうございました。

(小谷) 中島先生、ありがとうございました。それでは東京会場にお渡しします。小島さん、よろしくお願ひします。

(小島) それでは第 4 部のお二人目、東京会場からご参加いただきます齋藤友理香さんをご紹介します。齋藤さんは慶應義塾大学法学部政治学科をご卒業後、難民支援を行う NPO で長期インターンシップや青年国際交流事業によるカンボジア派遣をご経験されました。そして、ロンドン大学東洋アフリカ学院にて修士課程を修了された後、2016 年に JICA に入構されました。現在は産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームにて、ベトナムやネパールの法整備案件の案件形成・実施・管理をご担当されています。それでは、齋藤さん、よろしくお願ひいたします。

#### 第 4 部 これから法整備支援に携わる人へのアドバイス

「国際フィールドではたらく」

齋藤 友理香 (JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム職員)

私は 2016 年に JICA に入構し、法整備支援には JICA の職員として関わっています。学部、大学院ともに、法律を専門的に勉強したことはありませんが、法律を勉強していない人間であっても法整

備支援に関わることができること、そして、多様な関わり方があるということをお話しできればと思っています。

## 1.JICAとは？

今日いらっしゃっている方で、JICAをご存知無い方もいらっしゃるかと思われますので、まずはJICAについてご紹介できればと思います。

JICAは政府による開発協力、つまりODAのうち、二国間協力を実施する機関です。その上で、JICAは政府資金による二国間協力のメニューとして、技術を提供する技術協力や無償資金協力、そして有償資金協力を行っています。その他にも支援メニューがありますが、法整備支援は技術協力の一部として実施しています。法整備支援以外にも、教育や保健、資源、環境など、幅広い分野で途上国への協力を実施しています。

協力対象地域もアフリカ、アジア、中東、中南米などあり、様々な地域に協力しています。

JICAにおける法整備支援は、大学の先生方や法務省の方々、弁護士の先生方など、様々な方にご協力頂きながら実施しています。JICAがこれまで実施してきた法整備支援の概要については、書籍「世界を変える日本式「法づくり」 途上国とともに歩む法整備支援」（文藝春秋企画出版部）にまとめておりますので、よろしければお手に取っていただければと思っています。

## 2.国際協力を仕事にする

法整備支援に実際に関わっている人々が、どういったキャリアを経て今に至っているのか、といった点に関心のある方も多いと思います。私は法律の専門家ではないのですが、どういったルートを経て、今、国際協力に関わるに至ったかについて、お話ができればと思います。

正直に告白しますと、私は大学（政治学科専攻）までは、国際協力に関心がありませんでした。

国際協力に関心を持つようになったのは、アメリカに交換留学に行った際、難民や移民二世・三世の友人を多く作り、彼らの親世代などの話を聞いたことがきっかけでした。多くの難民が経済的にも自立して、自分や自分の子どもたちが十分な教育を受けられるような社会にしていきたい、ということに協力していきたいと思ったのが、国際協力に関心を持ったきっかけだったと思います。

これを契機に、大学卒業後は、移民学を勉強できる大学院に進学することを決意しました。

一方で、大学卒業後、すぐに大学院に進学した訳ではなく、1年ほどギャップイヤーを取り、その間、難民を支援するNGOでインターンをしたり、日本政府のプログラムに参加し、でカンボジアに行ったりしていました。民間企業でアルバイトなどもしていました。これらの活動を通じて感じたことは、根本原因を解決するためには、制度にアプローチすることが重要である、ということでした。同時に、民間企業や起業家など、様々な人たちが、いろいろな形で社会や世界の問題に携わっているのだ、ということについても、その時に感じました。

その後、大学院で移民学と開発学を学んだのですが、難民のような、世界の中でも特に脆弱な立場にいる人たちが自立できるよう、協力をしたいという思いを持ってJICAに入構し、現在、開発協力を携わっています。

私は今、法・司法チームというところで法整備支援に携わっていますが、脆弱な立場にある人たちが自立していくためにも、国づくりの根幹であるガバナンスが重要であるという思いのもと、ガバナンスグループを志望し、現在は同部署にて働いています。

現在、私はベトナムの法整備支援やネパールの法整備支援に携わっています。

### 3.「法整備支援」におけるアクター

法整備支援には多様なアクターがさまざまな形で関わっています。中島先生のように現地専門家として関わっている方、トークセッションに登壇された大学の先生方のように、日本から、専門的な知見を以て相手国にご協力いただいている方々等です。JICA はそういった日本の方々と協力・連携しつつ、国内の本部や現地事務所が協力して、相手国との協力方針を考えています。

### 4.そもそも・・・JICA 職員の仕事とは？

現地に派遣される専門家は、ご自身の専門性を生かしてプロジェクトの目標を達成するための活動をされますが、JICA 職員は、現場のニーズと日本政府の政策とを併せて、より広い視野の下、協力戦略を策定したり、案件形成をしたりしています。その際に、多様な方々にご協力頂いたうえで実施しているので、プロデューサーのような仕事だと言われることもあります。私は法律の専門家ではありませんが、より幅広い分野の教訓やグッドプラクティスを収集し、また、いわゆる「国際協力業界」以外の人たちの知見なども学ぶようにして、幅広い視点から、適切な方向に案件を持っていくよう、案件を見ています。

### 5.国際協力の魅力と難しさ

次に、私が考える、国際協力の魅力をお伝えできればと思います。

まず、日本と世界のつながりを体験できることや、世界が身近に感じられるということが、魅力として挙げられるのではないかと思います。グローバル化している社会では、日本の生活の全てが世界とつながっています。例えば、法整備支援についても、途上国の安定を支えていることは、つまり日本の国の発展にもつながっているということを考えると、世界の中の日本というものを感じられて、すごく面白く、やりがいのある仕事だと思います。

日本の常識が世界の常識ではないということも常々感じています。最初はカルチャーショックのように感じていましたが、自分の価値観が豊かになるきっかけであるとも思っています。

例えば法整備支援だと、特別法と一般法の関係という、日本では基礎的な内容であっても、途上国ではそれが全く理解されないこともあり、「なぜ？」と驚くこともあります。しかし、そこで相手国の考え方を理解しようとすると、「なるほど、確かにそういうこともある」と思うこともあり、自分の価値観が豊かになっていくことを感じます。

一方で、国際協力の難しさもあると思います。「途上国の声」と私たちはよく言いますが、それは「途上国の全ての人」の声ではないと思うのです。例えば、日本人が全員、政治家と同じような考えを持っているわけではないのと同じように、途上国にもいろいろな考えを持った人がいます。一方、JICA の中で仕事をしていると、相手国政府の人とのやり取りが多くなりますし、法整備支援ですと、裁判官や検察官、弁護士の方々とやり取りをすることが多いです。一方、翻って考えると、私たちは、どこか地方の村で、法律を全く知らない人たちのことをきちんと理解しているか、ということを考えることがあります。それらの人々にしっかりとリーチできているのか、という点は、難しさだと思っています。



## 6. 「国際協力」の多様な形

最後に、法整備支援、国際協力への関わり方についてお話しします。まず、「ODA＝国際協力」とのみだけではない、という話が近年では出てきています。実は、途上国への ODA による資金フローは少なくなってきているのです。途上国に対しては、ODA だけではなく、民間からの資金フローが増えています。そういった流れの中での「国際協力」を考えたときに、JICA だけでなく、多様な関わり方があることを感じていただければと思います。

例えば、大学独自の国際協力を行っている方もいます。アクターの多様化が、国際協力の難しさの解決の鍵になるのではないかと個人的には考えています。セクターを越えて、多様なアクターが共通のアジェンダに向けて連携しながら解決していく。それぞれができることを、それぞれのレベルで、途上国の声を聞きながら実施していく。それが、途上国の課題解決に対するインパクトの最大化になっているのではないのでしょうか。

ODA 中の法整備支援というものを考えても、いろいろなアクターがいます。私のように JICA の職員として、プロデューサーのような立場で、いろいろな人と連携しながら活動を行うということもありますし、現地に行って専門家として活動する、ないしは、日本から、知見を生かして途上国に対してアドバイスをするなど、いろいろな形があると思います。

## 7. 国際協力への関わり方

国際協力にはいろいろな関わり方があり、自分に一番合った国際協力への関わり方は何だろう、と考えていただけたら、幸いです。私は、様々な人との連携や、色々な知見をもらいながら進めていくことが楽しいので、JICA 職員としての関わり方が合っています。このように、自分が目指す方向や、自分は何がやりたいか、といった点を考えて頂き、その上で、多様な視点から、途上国への貢献を考えていただければと思います。

一方、自分が「これこそ！」と思った方法以外の関わり方からも、非常に面白いことをやっている人たちがたくさんいます。法整備支援とは別の分野ではありますが、私は現在、「民間企業等、様々な機関と連携しながら何かをやったら、国際協力は面白くなるのではないかと考え、新しい取り組みを行っています。多様な機関との連携から、新しいアイデアは生まれてくるのではと思うので、いろいろな人から話を聞き、いろいろなアイデアをもらって、そこからイノベーションを生み出すことが重要なのではないかと思います。そして法整備支援の発展も一緒に考えていければと思います。

(小島) 齋藤さん、ありがとうございました。それでは大阪会場にお渡しします。小谷さん、よろしく願いいたします。

## 全体質疑応答

(小谷) ここからは質問の時間に入りたいと思います。本日お話しいただいた皆さんに質問することができます。皆さんぜひ、疑問に思ったことや知りたいことなど、何でも構いませんのでどしどし質問してみてください。東京会場から大阪会場、大阪会場から東京会場へ質問することもできます。それではまず、大阪会場からご質問を承っていきたいと思います。ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(Q1) 僕は名古屋大学の法学研究科の修士 2 年生の者ですが、モンゴルから来ています。松尾先生にぜひお聞きしたいと思います。法整備支援の中で議会制定法を制定すればそれでいいだけではなくて、プロセスがすごく重要だという話があったと思います。その中で、法整備支援を通じて、例えばモンゴルがいろいろ学ぶだけではなくて、失礼かもしれませんが、日本もモンゴルにいろいろ法整備支援をしてくださった中から学ぶということもあり得るのでしょうか。どうしてこの質問をするのかというと、私は国際協力に関心が強いのですけれども、その中で法整備支援では、寛容な心、相手に合わせるといった気持ちはすごく大切だと思います。僕は、モンゴル国立大学の法学部で名古屋大学のプロジェクトがあり、日本語や日本の文化をいろいろ勉強してきましたのですが、それもこの考え方の一つだと思うのです。日本のことをより理解するためには具体的に努力しないといけないし、いろいろやった上で日本のことも歓迎するという気持ちを教えてもらいながら勉強してきたと思います。その点について日本側はどのぐらい理解し、具体的な行動に移しているかということが質問です。

(小谷) 松尾先生、よろしくお願いします。

(松尾) とてもポイントを突いた質問だと思います。私も常々それを考えていて、法整備支援のプロセスは本当に相互に学ぶものがあるというのが偽らざる実感です。先ほどは最後に時間がなくて申し上げられなかったのですが、日本でも最近、毎年のように民法が改正されています。債権法改正が 2017 年であって、昨 2018 年は家族法と相続法が改正されて、今、物権法の改正を準備しています。その中でいろいろな議論をしますけれども、例えば共有制度の見直しや、所有者不明土地問題への対応策の一つとして議論されている中で、法整備支援の経験が生きていることが多いです。日本が明治期に始めた法整備は今も続いていて、いろいろな法整備支援を通じて得た経験から学びながら、少し先を考えたり、あるいは昔のことを思い起こしてみたり、はたして他の解決策はなかったのかと考えることにより、学んだことを活かすことができることをありがたく思っています。

先ほど地域コミュニティの例を出しましたが、日本の場合には明治期の前と後で、法律上は伝統的な制度を断絶しようとしたところがかかなりあるのですけれども、実は制度というものは本質的には連続しているもので、それをもっと大切にしていって、法律上取り込んでもよかった部分もあるかもしれません。これはいろいろな議論があるので正しい答えは分からないのですが、法整備支援をやっていて私が肌で感じたことを、そういう場面で活かせることは非常に多いです。

ご質問は、具体的にどういうことをやっているかということでしたので、本当なら、法整備支援で日本が学んだことをきちんと取りまとめて言葉にして、みんなで共有して、日本の法制度改革にも活かされたということ、自覚的に蓄積していくことができたらと思います。例えば、法律学関係の学会でそれをテーマにして研究を深めるということもあり得るのではないかと思います。

(Q1) どうもありがとうございました。

(小谷) ありがとうございました。それでは他の方、ご質問をどうぞ。

(Q2) 私は司法修習生です。石岡先生に 2 点、質問があります。一つは、ラオスでは法が呪文のように働いているというお話があったと思いますが、具体的なイメージが湧かなかったので、もし

こういう場面でこのようなことがあったというストーリーがあれば教えていただきたいと思いません。

2点目は、結婚式に関する法律の例があったと思うのですが、私は旧家族法と現在のラオス民法典を読んで、結婚式を行っても法律的な効果を有しないという文言から、やはり日本法的な発想をしまして無意味な規定ではないかと感じました。この条文がないことによって実際的にどういう問題が生じているのか、それとも生じていなくて、あくまでも Living Law の国家というか、それに対応するためにこのような文言が入っているということなのか、その点を教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(小谷) 石岡先生、よろしく願いいたします。

(石岡) どちらも言葉足らずになってしまっていたところですので、大変ありがたい質問です。

1点目については、実は事前に用意したスライドの中にこの具体例があります。配付資料10ページ目の下のスライドです。双務契約において一方が、他方の元において契約履行ができないという事情があった時に、自分側の履行を一時中断するという、極めて合理的な規定です。これが教科書を作っている小さなグループの討論の中で問題になった時があるのですが、結構多くのメンバーが、債務者と債権者、双務契約の一方と他方の関係を逆に理解していたのです。つまり、双務契約の一方が、自らの側に債務不履行の危険が出た時に中断するという意味に捉えていたのです。これは明らかに文言からいうと間違った解釈で、それを私は文言を突き詰めて理詰めで説明したのです。最終的にメンバーは納得したのですが、「分かったよ、まあ、確かにそうだね」と大変不満そうでした。後々この件をフォローしてみると、ずっと昔にみんなが尊敬している、とある先生から、言い間違いだったかと思うのですが、そのように教わっていた。それをしっかり頭に覚えていて、条文を読んだ時にその解釈が浮かび上がるらしいのです。その時に、今、日本人が条文を読むような形で逐一言葉を読んで論理を組み立てることはしていないのです。そういうことで呪文のようだと申し上げたのです。

これがその後の私の活動になぜ重要な意味を持ったかという、言うまでもなく、そのように使われるところで細かく文言を変えていく、作っていく、整理していくということに対して、ラオス側の起草メンバーがなかなかついてこないわけです。それはそういう読み方をそもそもしていないからです。どうすればいいのかという話になってくるのですけれども、これは社会の中で法律の役割が徐々に変わっていくのを待つしかない、私は思います。今のが具体例になっているかどうかは分からないのですが、そのようなことを本来講義のところで話すべきでした。ありがとうございます。

2点目は、ラオスの家族法について、無意味な規定ではないかという疑問でした。これは言われるとおりでと思います。そして、そのように思うということはすごく大事だと思います。そういう疑問があることによって法整備支援はその人にとって面白くなっていくのだと思います。すみません、具体的にこの条文のどこの部分でしたか。

(Q2) 「結婚式は行っても、行わなくてもよく」という部分です。

(石岡) ありがとうございます。実はこの部分は、意味としては二つ目に挙げた「簡素で、簡潔、

適切で節約的なものにするように」というものと同じような訓示的な意味を持っていると思います。それに意味があるかないかと言われたら、多分これはないのです。ないのですけれども、端的にラオスにおいて今、法律がこういう役割を果たしているということを示している。それは法律が、自分たちに拘束力を持って法的効果を及ぼすものというよりは、先ほど松尾先生が言われた行為規範を伝えるような役割を果たしているということだと思います。それはなくてもいいのでしょうかけれども、今まで法律、少なくとも社会の中でルールとはそういうものだとして受け継がれてきたのを、「近代法はこうだから」といって訓示的なものを全部排除してしまうと、そこに断絶ができると思います。これも将来は多分、自然と消えていく条文なのだろうと思います。答えになっているでしょうか。

(Q2) 非常によく分かりました。ありがとうございました。

(小谷) ありがとうございました。それでは他にご質問がある方どうぞ。

(Q3) 東京司法書士会に所属している司法書士です。今日はメイン会場の大阪がいいということで東京からやってきました。非常に多くの方がさまざまな形で支援に関与していることが分かって、本当に参加してよかったと感じております。質問したいのがミャンマーに活動に行かれた弁護士の中島先生です。一つは、弁護士という実務家の前提を持って活動に参加されていますけれども、実務家であることの強みなどがもしあればお願いします。また、実務家としてのキャリアを、海外へ行かれるということで一時的に断たれるわけですが、かなりチャレンジングなことをされたという印象があります。思いをしっかりと実現して満足のいくものになったかどうかをお聞かせいただければと思います。

(中島) ご質問ありがとうございます。まず、実務家としての強みはやはりあったと思います。例えばミャンマーでは、裁判所の中で行う民事調停制度の導入について支援をしましたが、その時に、当事者がその調停の部屋に入ったときにどう思うか、つまり、その調停室のレイアウトをどうした方がいいか、あるいは、調停の制度、こういうところをこうしないと代理人、当事者としてはここが不安ではないのかという気づきは、恐らく日本の民事調停法や家事審判規則を見ても分からないと思うのです。そういうところは日本で調停制度などに関わってきたところがあったのでよかったと思います。

逆に言うと、自分が全く日本で実務をやっていない分野について支援しなければいけなかったような部分もありました。そういうところについては、向こうでは結局は自分ができないので、自分はお金を取ってきて、そのお金を使って、分かる先生にお願いしてやってもらうという形になってしまうので、そういう意味では大変だったと思います。

次にキャリアに関するところで、石岡先生のお話の中でかなり厳しいことを言っていて、そのとおりだと思ったのですが、  
「ミャンマーで2年間、法整備支援をやって帰ってきました」といったときに、目の前に赤い絨毯が敷かれてそこをきちんと歩いて行けるかということと全然そういうことはなくて、そこから自分で考えていかななくてはいけないというところがあります。私の場合は、実は来月からアメリカに留学する予定で、しばらく海外で勉強したり経験を積んだりしながら、元々は田舎の町弁として始まったキャリアですが、何とか国際的な方向にシフトチェンジをしていけたらと思っています。そこは私も不安なところもあるし、楽しみなところもあって、難しいです

ね。これから本当にチャレンジしていかないといけないと思っているところです。

(小谷) ありがとうございます。時間の関係で、一旦ここで東京会場にお渡しします。

(小島) では、東京会場からもしどし質問してみましょう。

(Q4) 日本大学の講師です。私は法律が専門ではないのですが、ラオスの文化や少数民族言語の研究をずっと続けていて、石岡先生にご質問します。資料の最後のところに言語の問題というものがありますが、ラオスの場合は、ラオス語の文法的解釈が定まっていなくて法令用語を定めていくということに大変ご苦労があったのではないかと思います。その辺について、具体的にお仕事の中での対応や対策、また少数民族に対する文化的・言語的配慮があったのかどうかということについて伺えればと思います。

(小島) 大阪会場、お願いいたします。

(小谷) それでは石岡先生、お願いします。

(石岡) ご質問ありがとうございます。大変重要な点だと思います。全く言われるとおりで、ラオス語自体が全然確立していないのです。人によって「この文章はこう読むんだ」、違う人は「いや違う。こう読むのだ」と言って、その議論が終わらないのです。というのは、誰にも本当に正しいことが言えないからなのです。では、国語辞典を見ましようかといっても、そういうものもないわけです。確立された文法書ありません。仕方がないから、これはもう起草の過程でも延々と続く議論を上レベルの人が「これはこういうことにしよう」と言って収めてしまうことがかなりありました。これは法律起草という面でいくと、かなり珍しい形なのではないかと思います。少なくとも日本のような国では起きえないことだと思います。だからこそ、もやっとした解決をさせた中に、「これはこのように読むのだ」という、いわば書かれざる注釈があって、それを口語で継承していくのだと思います。

実はラオスは口語の文化で、みんな読み書きは苦手です。これは先生がまさにご専門なのだと思いますが、私が着任した時は、出版される本の数自体が年間に100冊を越えないという状況でした。でも、口語文化は非常に発達していて、いろいろなニュースをすごく共有しています。細かいところまでみんな知っています。そのぐらいみんな話をし合って、いろいろな情報を交換しています。恐らくラオス語の言語としての弱さに対しては、口語で書かれざる注釈という形で引き継がれていくものの中に、一種の補完作用があるのだらうと私は思います。

これが少数言語になってくると、さらに難しい話になります。少数民族の人たちは「この条文に書いている意味が分からない」と普通に言うわけです。ただ、これは非常に難しい問題で、配慮しているかどうかという、ラオス政府も配慮はしています。例えば、起草のメンバーの中にも少数言語がマザータングの人がかなり含まれます。そういう人たちは議論についていくのも大変だし、何か発言するとよく分からないということがよくあります。ただ、よく分からない中でも、少し頭のいい他のメンバーや、少し地域が近いメンバーが、ラオ語をラオ語に通訳するのです。そういうことが頻繁に行われました。そういう意味で限界はあるでしょうし、十分ではないにせよ、言語への配慮は私た

ち日本人が考える以上に、ラオス人のお互いの中に前提としてあるように感じます。だから、細かい難しい言葉をつくるとか、長い文章を書くということをすごく嫌います。これも一つの、意識しないところで行われている配慮なのではないかと思います。お答えになっているかどうかは分かりませんが。

(小谷) 石岡先生、ありがとうございました。東京へ戻します。

(小島) まだまだ質問したい方もいらっしゃるかと思いますけれども、時間の関係で、以上で全体質疑応答を終了させていただきたいと思います。登壇者の皆さま、本日はありがとうございました。改めて皆さまに盛大な拍手をお願いいたします。

## 連携企画について、その他告知

(小島) これから皆さまへいろいろな企画の告知があります。

まずは連携企画の一つで、今回のシンポジウムの次のイベントである名古屋大学主催のサマースクールについて、東京会場から名古屋大学法政国際教育協力研究センターの佐藤教授、傘谷講師にご紹介いただきます。

### サマースクールについて (名古屋大学法政高裁教育協力研究センター)

(佐藤) 本日はこの場をお借りして、名古屋大学が取り組んでいる法整備支援事業の簡単な紹介と、本年 8 月に行うサマースクールの宣伝をさせていただきます。本日、東京会場および大阪会場に、名古屋大学の法政国際教育協力研究センター (CALE) と日本法教育研究センターコンソーシアムのパンフレットを持ってきました。もしご関心のある方がいれば、後ほどご参照いただければと思います。お手元にあるレジュメを使い、名古屋大学の法整備支援の取り組みを簡単に紹介させていただきます。

名古屋大学は 1998 年より法整備支援事業に着手しました。2002 年には、法政国際教育協力研究センターという組織を立ち上げ、法・政治分野での国際協力に関わる活動に取り組んでいます。このセンターは日本の大学としては唯一、アジア法や法整備支援の研究を専門に行う機関です。今パワーポイントに映っているアジア法交流館の中に私どものセンターも入っておりますが、この中でアジア各国から来た優秀な学生が勉強しています。

法整備支援には、主に法令の起草、法曹養成、法学教育への協力がありますが、CALE は主に以下の 3 つのミッションを担っています。第 1 は、アジア法や法整備支援の研究拠点になるという課題、第 2 は、アジアの法整備支援対象国の人材を育成する課題、第 3 が、日本国内において法整備支援事業に関心を持つ者を育成する課題です。

第 1 のアジア法・法整備支援の研究センターとして機能するという点ですが、私どものセンターは、さまざまな研究プロジェクトを行っています。近年では、ASEAN 経済共同体の形成が ASEAN 加盟諸国の法に及ぼすインパクトに関する研究を行い、本年からは、アジアにおける立憲主義に関する研究プロジェクトを推進しています。また、欧米各国にあるアジア法研究機関と協力するほか、シンガポール国立大学やソウル大学などにも CALE と同様のミッションを掲げるセンターが設立さ

れておりますので、それらとの連携も積極的に行っています。また、日本法の研究・教育という観点から、アジア各国に日本法教育研究センターを設置しています。その嚆矢になったのは、2005年にウズベキスタンのタシケント国立法科大学に設置されたセンターでした。以後、モンゴルやカンボジア、ベトナムにもセンターを設立し、現在では7つのセンターを数えるに至っています。

続いて各国における法曹養成ですが、この課題に初めて取り組んだのは1999年のことでした。大学院での英語による日本法教育を開始してからすでに20年がたち、現在までに約570名の卒業生を排出しています。アジア諸国に行くと「名古屋大学で勉強していた」という方に会うことがありますが、その多くがこの英語コースの卒業生です。彼らは、国会議員や各官庁の職員、弁護士等として活躍していますが、その一番有名な例としては、名古屋大学の英語コースで博士学位を取り、2017年にベトナムの司法大臣に就任された方がいます。

他方で、英語で日本法教育を行う際には、さまざまな困難が伴います。日本に関する英語の文献が少ない、あるいは、判例を分析しようと思ってもなかなか裁判例が日本語になっていない。こうした問題に名古屋大学もぶつかりました。余談になりますが、昨年ロシアのサンクトペテルブルク大学が日本法コースを設置しましたが、早速今年になって、英語文献がないのでどうしたらいいかという相談を受けました。名古屋大学の場合、やはり日本語で日本法を学ぶ必要があるのではないかと考え、アジア各地にセンターを設置し、日本法教育を行うことを決断しました。そのミッションポリシーは、母国法の基本的な問題について理解するだけでなく、母国の法制度について批判的な問題意識を持ち、法改革に貢献できる人材を育成する。つまり、自国の問題点を積極的に発見できる批判的能力を持った法律家を育てることにあります。しばしば、アジア各国から受け入れる学生は、日本は先進国なので非常に優れた完成した制度があるのだらうと考えがちですが、日本などの先進国もさまざまな問題を抱え、悩みながら問題を解決しているのだということを伝えつつ、批判的な物の見方ができる学生たちを育てたいと考えています。

具体的な取り組みとしては、ウズベキスタンやベトナム、カンボジア、モンゴルなど主要な大学の法学部の中に前述の日本法教育センターを設置し、希望する学生に、1年生の段階から日本語教育を行っています。2年生に進むと、日本語教育と並んで日本史や公民も学んでもらい、3年生から日本語による日本法教育が始まります。3年生の最後には、およそA4で12～13ページの学年論文を書いてもらいます。この3年次の成績を総合的に考慮して、毎年8月に各センターから約5名ずつ、20名強の学生が名古屋大学に来てセミナーを受けます。4年次を終わりますと、優秀な学生は名古屋大学をはじめ日本の大学の大学院へ進学します。

なぜ日本語で日本法を学ぶのかということですが、前述のように、日本法を学ぶ上では日本語で学ぶことがどうしても必要であるという事情に加え、日本はこれまで各国からさまざまな形で法を継受し、豊かな比較法研究をしてきた経験がありますので、このような経験を法整備支援対象国の学生に伝え、母国の法整備に活かして欲しいと思っています。

CALEの第3の課題であるアジア法や法整備支援の担い手形成という側面では、名古屋大学は、日本人学生をアジアに送り出す事業を展開しています。キャンパス・アジアという韓国や中国を対象にした事業、キャンパス・アセアンというミャンマーやラオスなどを対象にした事業があり、まずは短期でこれらの国に学生を送り、国会や裁判所を見学するほか、現地の大学生と討論することを通じて現地について関心を持ってもらい、さらに希望する学生を半期ないし1年間、各地の大学に派遣しています。

最後に、本年8月に行うサマースクールの宣伝をさせていただきます。

名古屋大学では毎年 8 月後半に、学部生や大学院生を対象にして 2 日間にわたって、法整備支援について学ぶ機会を提供しています。本年度も 8 月 26～27 日にサマースクールを実施する予定です。本年度のサマースクールは大きく二つの構成部分からなります。第 1 日目は「市場経済移行諸国におけるガバナンスと議会制」というテーマを扱います。

昨年のサマースクールでは、法整備支援対象国、その多くは権威主義体制国ですが、そのような国で司法府がいかなる社会的な役割を果たしているのかという問題を扱いました。本年度は焦点を司法から立法の場に移して問題を考えます。法整備支援対象国では、必ずしも複数政党を前提とした政治的多元主義が機能していませんし、競争的な選挙が行われているわけでもありません。このような日本とは非常に異なる環境において、立法府がいかなる役割を果たしているのか、また、私たちが選挙などの局面でどのような協力ができるのかといったことが問題になります。本年度は市場経済移行諸国のこうした政治過程を見る基礎理論や、選挙監視とそれに関わる NGO の活動の役割、法整備支援対象国における立法過程といった問題を講師の方々に扱っていただく予定です。

また 2 日目には、法整備支援対象国における弁護士制度について検討します。午前中に、多くの法整備支援対象国の制度の基礎にある旧ソ連ないしはロシアの弁護士制度について、ロシア法の専門家やロシアと非常に交流の深い弁護士に、制度の内容や実態について話していただきます。

午後は、アジア各国の日本法教育センターからやってきた二十数名のアジア諸国の学生に、自分たちの国の弁護士制度についてプレゼンテーションをしてもらいます。また、このプレゼンテーションを踏まえ、サマースクールの日本人参加者の学部生や大学院生、日本法教育センターの学生と一緒にグループを作って討論する予定です。ウズベキスタンやベトナム、カンボジア、モンゴルなど、日本法教育センターの学生としても、日本の学生さんと討論できることを楽しみにしておりますので、ぜひ多くの方に参加していただきたいと思っております。以上で宣伝を終わらせていただきます。

(小島) どうもありがとうございました。なお、サマースクールの様子については、ICCLC NEWS60 号に掲載されており、公益財団法人国際民商事法センターのホームページにアップされております。そちらも併せてご覧ください。それでは大阪会場に戻します。

(小谷) 続いて、連携企画の一つ、慶應義塾大学主催の「法整備支援シンポジウム」の告知があります。松尾先生、よろしく願いいたします。

#### 法整備支援シンポジウムについて（慶應義塾大学）

(松尾) 連携企画の第 3 弾である法整備支援シンポジウムについてご紹介したいと思います。

日時、場所、内容の三つについて手短にお話ししたいと思います。今年は 12 月 7 日（土）13 時～17 時 30 分まで、慶應義塾大学の三田キャンパスで行いたいと思います。ぜひ今、手帳にこの日時を書き込んでいただきたいと思います。連携企画は今日が第 1 弾で、先ほどご紹介いただいた名古屋のサマースクールが第 2 弾、この慶應の企画が第 3 弾ということで、3 回続けて出ている方には、景品というわけにはいかないのですが、ぜひ最後に 12 月の忘年会も兼ねてということでシンポジウムにお越しいただきたいと思います。

テーマは「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」ということで、法整備支援を通じて、2015



年の国連総会決議で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)にどのように貢献できるのかということについて、幅広い議論をしたいと思います。内容は二つに分かれていて、第1部はプレゼンテーション、第2部はそれを受けての全体討論としたいと思います。

プレゼンテーションに関しては、こちらからもお願いいたしますが、学生の皆さん、実務家の皆さん、資格や立場は全く問いませんので、プレゼンのお申し出があれば積極的に受けたいと思います。後ほどご紹介するホームページに案内を出しますので、ぜひともプレゼンに参加していただいて、この法整備支援のシンポジウムを盛り上げていただきたいと思います。その中では、2013年に、SDGsの前に改訂された「法制度整備支援の基本方針」を将来再改訂するとしたらどのような視点を盛り込む必要があるのか、あるいは、留学生や学生の方であれば、法学教育面での法整備支援のあり方はどうあるべきか、あるいは、留学生が日本で勉強したり働いたりするときに日本人と楽しく学び、楽しく仕事をしていくためにはどういう制度環境が必要かなどの観点からのご提言もウェルカムです。この後ご紹介がありますけれども、2020年には法務省主催のコンGRESSがあります。コンGRESSもこのSDGsの実現の一環と位置付けられますので、それに向けての準備という意味でもプレゼンをお願いできればと思っております。

最後に、報告者の募集に関しては、個人、グループ、学生、社会人は問いません。9月30日をめどに応募いただくということで、その方法についてはホームページでご案内・受付をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。多くの皆さんに参加していただいて、今年の連携企画の取りまとめを行いつつ、来年のコンGRESSにつなげようということで、楽しい会にしたいと思いますので、ぜひご参加ください。どうもありがとうございました。

(小谷) 松尾先生、ありがとうございました。それでは東京会場、お願いいたします。

(小島) 続いて、東京から法務省大臣官房国際課、福島崇之課付より、コンGRESS・ユースフォーラムなどについて告知があります。

#### コンGRESS・ユースフォーラムについて(法務省大臣官房国際課)

(福島) 告知を一つさせていただければと思います。今日お集まりの学生の方と留学生の方に、京都コンGRESSと京都コンGRESS・ユースフォーラムという会議は一体どういうものかということを知っていただくとともに、それに関係するシンポジウムを今年度は3回にわたって行いますので、ぜひ皆さんにご出席いただければということをお伝えしたいと思います。

最初に簡単に自己紹介をします。法務省大臣官房国際課は昨年4月にできた非常に新しい部署です。法務省の業務は非常に広く、いろいろなものがあるのですが、その中でも国際業務は非常に多く行われています。そういう国際業務に関して総合的・戦略的に推進していくことを目指してできた部署です。私は検察官ですが、この部署では、例えば裁判官、入管の職員、保護観察所の職員、法務局の職員など、いろいろなバックグラウンドを持った人が働いています。

その国際課の大きな業務の一つとして、法制度整備支援をいかに効果的・戦略的に推進するかということもありますし、これからお話しする京都コンGRESSを成功させるということを非常に大きなミッションとして今、取り組んでいるところです。

早速、京都コンGRESSとユースフォーラムについてお話をさせていただきます。お手元にチラシ

をお配りしていますので、ご覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず、京都 kongress の正式名称は国連犯罪防止刑事司法会議というものです。来年 4 月 20～27 日の 8 日間行われます。この kongress は 5 年に 1 回開かれる、犯罪防止や刑事司法の分野では国連最大規模の会議です。ここでは犯罪防止や刑事司法に関するテーマに基づいてさまざまな議論が行われます。それを取りまとめて最終的に政治宣言を出します。この政治宣言は次（2025 年）の kongress まで、犯罪防止や刑事司法に関する指針になります。この京都 kongress に参加した国全てが、政治宣言に沿った政策を各国でこれから検討して打ち出していくということで、非常にインパクトの大きい会議です。

では、この京都 kongress には、どれぐらいの国から、どれぐらいの人が参加するのか。前回は 2015 年にカタールのドーハで行われています。その際は約 150 の国から、約 4000 人の専門家が集合して会議を行いました。その中には非常にハイレベルな方にも出席いただいて、当時の国連事務総長である潘基文さんや、各国の法務大臣、司法大臣、王族などにもご出席いただいています。そのようにして、非常に大きな規模の国際会議を来年 4 月に行いますので、関心をお持ちの方は、後で紹介する専用のホームページをご覧ください。

次に、それに関連する会議として、京都 kongress・ユースフォーラムというものがあります。来年 4 月 13 日～15 日の 3 日間行われます。このユースフォーラムは、一言で言うと若者版 kongress です。前回のカタールで初めて行われたものですが、その際は大体 150 人のカタール国内や国外の学生を集めて、同じく犯罪防止や刑事司法に関する議論を行い、その議論を取りまとめて発表するというを行っています。今回の京都 kongress でも同じようにユースフォーラムという会議を開催して、若者の皆さんに白熱した議論をしていただいて、それを最終的に取りまとめて発表していただくという機会を考えております。

今年度、それに関連するシンポジウムを 3 回開催します。お手元のチラシの裏側の真ん中の緑の囲みがあるかと思います。2019 年 9 月と 12 月、2020 年 3 月に、それぞれ国立京都国際会館、これは京都 kongress とユースフォーラムの会場になるところですけれども、こちらで公開シンポジウムを行います。犯罪防止や刑事司法に関する知見を得る非常にいい機会になるかと思いますので、学生、留学生の皆さまにぜひ奮ってご参加いただければと思っております。参加は無料ですので、登録の上ご参加ください。登録は 7 月 2 日から専用のホームページで行いますので、ぜひチェックしてください。

配布資料の最後のページに URL を二つ付けております。まず、官房国際課の専用のホームページがありますので、どういふものか興味を持っていただいた方はぜひアクセスしてください。さまざまな取り組みをご紹介します。

また、その下の URL は京都 kongress・ユースフォーラムと、関連するシンポジウムの専用 URL になっています。こちらで京都 kongress やユースフォーラム、そしてシンポジウムの中身についてご覧いただくことが可能です。また、参加登録もこちらで行いますので、ぜひアクセスしてください。以上で法務省大臣官房国際課からの告知を終わります。どうもありがとうございました。

（小島） どうもありがとうございました。それでは大阪会場に戻します。

（小谷） 最後に大阪会場からです。公益財団法人国際民商事法センター理事長の大野恒太郎様より、閉会のご挨拶を頂きます。

## 閉会挨拶

大野 恒太郎（国際民商事法センター理事長・元検事総長・弁護士）

この「いざない」は今年で11年目を迎えます。本日は、こちら大阪では、たまたまG20の開催と重なり、その警備で交通事情が悪かったのですが、こうした国際的なイベントとも重なって記憶に残るセッションになりました。講師の先生方、今回の会を準備された法務省法務総合研究所国際協力部の皆さん、本当にお疲れさまでした。また、暑い中を会場にお越しになり、熱心に耳を傾けていただき、さらに活発に質疑に参加された東京、大阪の皆さん、どうもありがとうございました。

今回のプログラムはいずれも興味深い内容でありましたが、とりわけ第2部におけるラオスで長期専門家をなさっていた石岡先生の基調講演、第3部のラオスから来られたスッチャイさんのプレゼンテーション、さらにトークセッションにおいても松尾先生、大川先生のお話がいずれもラオスの民法典起草支援に関係しているということで、ラオス支援という実例を通じて法整備支援の実情を知ることができたように思います。

私が本日のラオスのお話等からつくづく感じたのは、若い法律の関係者が法整備支援に取り組むことが、特に日本の寄り添い型というやり方の下においては、その専門的な知識を生かしながら、相手国の文化や歴史、人情等を深く理解して、さまざまな関係者との信頼関係を築いていくというもので、大変得がたい経験になるということです。

法整備支援についてはいろいろな関わり合い方がある中で、取り分け長期専門家としてアジア諸国に派遣される方々は、言葉をはじめとしてご苦労も多い反面、自分の裁量に委ねられているところが大変大きく、その守備範囲も国内で仕事をしている時に比べて比較にならないほど広いことから、大変エキサイティングでやりがい富んだ仕事だと思いました。何よりも、若い皆さんが法整備支援の一線で活躍するということは、相手国や、ひいては世界の経済社会の発展に貢献するという点で大変重要なことです。日本からは企業からも多数の人材が海外に派遣されていますが、法整備支援の仕事は、その国の基盤である法制度や運用の向上に関わるものですから、その影響は非常に広くかつ深く、役割の大きさには格別のものがあると考えております。

ところで、私が法律の世界に入ったのは既に45年前のことでしたが、その当時の法律関係の仕事の中身は、ほとんど国内法の関係で占められていました。国際的な業務はごくわずかで、しかもそれは主として欧米系の法律の研究や実務に限られていたわけです。ところが近年、アジア法や法整備支援に関する関心がとみに高まっています。それは何といても中国をはじめとするアジア諸国の経済発展が目覚ましく進んで、日本とアジア諸国との間の経済を中心とする関係が一段と強まっているという事情が大きく影響しているからだと思います。しかも、それぞれの国の制度は、急速に発展しており、本日のお話にも出てきたように、今や最先端の部分では日本側としても学ぶべき点が多々出てきています。

わが国においてそうした方面で活躍する人材は、最近増えてきているとはいっても、まだまだ圧倒的に足りない状況です。これは裏を返しますと、法整備支援やアジア法の分野が大変な成長分野であり、無限の可能性を持っているということを意味しています。

先ほどの基調講演やアドバイスの中で、キャリアパスについて触れられていました。わが国とアジア諸国の関係が大きく発展していく中で、アジア各国に対する法整備支援の仕事に取り組み、アジア法実務との関わりを持つことは、長期的に見ると、これは必ずや大きなメリットとなり、今までの裁判官、検察官、弁護士、あるいは研究者という枠に固定されずに、それを越えて国際的に活躍す

る法律家や実務家としてのキャリアを築いていく上で非常に有力な足掛かりになると確信しています。

本日お集まりの若い方々には、ぜひ法整備支援やアジア法に積極的にチャレンジして、持てる力を存分に発揮していただきたいと思います。これほどやりがい満ちた仕事は、他にはなかなかありません。若い皆さんに大いに期待しています。

本日はどうもありがとうございました。

(小谷) 大野様、ありがとうございました。以上をもちまして「法支援整備のいざない」を閉会いたします。本日は多数の方々にお集まりいただき、誠にありがとうございました。質疑応答が途中で終わってしまいましたが、お申し込みいただいたアドレスにご質問を頂きましたら、われわれ ICD の教官の方で先生方にご質問するなどして対応しますので、ご質問のある方はメールをください。また、アンケートの方にもご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。東京会場もありがとうございました。

(小島) ありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター  
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル  
TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833  
E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp  
担当 : 青木